

令和 4 年 第 1 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	令和 4 年 3 月 2 日 (水)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 議	令和 4 年 3 月 4 日 (金) 1 0 時 0 0 分
散 会	令和 4 年 3 月 4 日 (金) 1 5 時 0 7 分
出席議員	議 長 田 中 政 浩 1 番 寺 原 裕 明 2 番 柳 雅 明 3 番 持 山 英 幸 4 番 石 橋 里 美 5 番 木 村 和 彦 6 番 深 野 良 二 7 番 田 口 讓 司 8 番 山 本 一 洋 9 番 奥 村 忠 義 1 0 番 山 本 久 矢 1 1 番 木 村 博 文 1 2 番 河 内 直 子 1 3 番 横 山 善 美
出席議員数	1 4 名
欠 席 議 員	な し
地方自治法 第 1 2 1 条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	町 長 田 頭 喜久己 副 町 長 中 野 高 文 教 育 長 入 江 哲 生 総 務 課 長 川 波 剛 企 画 課 長 亀 田 美 香 財 政 課 長 橋 本 照 美 税 務 課 長 稲 葉 佳 奈 出 納 室 長 仲 村 浩 之 住 民 課 長 人権・同和対策室長 小 川 真 一 健 康 課 長 古 川 秀 志 環 境 防 災 課 長 尾 畑 正 行 建 設 課 長 堀 内 明 都 市 計 画 課 長 林 浩 嗣 農 林 商 工 課 長 倉 掛 俊 一 上 下 水 道 課 長 岡 部 裕 行 福 祉 課 長 神 崎 英 昭 こ だ も 課 長 八 尋 福 由 教 育 課 長 宮 崎 宣 匡 生 涯 学 習 課 長 吉 浦 高 幸
欠 席 者	な し
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	議会事務局長 山 本 孝 議会事務局議会係長 田 中 晴 美

会 議 録

令和4年第1回定例会

[一般質問]

令和4年3月4日（金）

開 議	
議 長	おはようございます。 本日の出席議員は14人につき、定足数に達しております。 これから本日の会議を開きます。 (10:00)
日程第1	
議 長	日程第1「一般質問」を行います。 質問の通告がっておりますので、順次発言を許します。 5番 木村和彦議員
木村和彦議員	質問に入ります前に、マスクを外しての答弁に許可をお願いしたいのですが。
議 長	許可します。
木村和彦議員	ありがとうございます。 改めまして、おはようございます。質問に入ります前に、ロシアのウクライナ侵攻は1週間を超えました。多くの犠牲者が出ております。平和を願う筑前町としては、非常に遺憾であり、許しがたい行為でもあります。早期に終結し、平和が来ることを望みます。 それでは、質問に入っていきます。 今回の質問は、総務建設常任委員会で昨年から取り組んでまいりました、ため池並びに水路について、住民の意見や情報を基にリストアップし、視察調査してまいりました。また、住民の意見や、視察調査した内容を取りまとめた報告書を、先月初めに町長へ提出したところでもございます。 近年、毎年のように豪雨による災害が発生しており、総務建設常任委員会としても大変危惧いたしております。特に、ため池並びに水路について、重点地区をリストアップして視察してまいりました。ため池については、古くは江戸時代からつくられたため池も、もっと以前からかもしれませんが、あり、一部のため池では補修工事が行われているところもありましたが、堤体、斜樋や底樋など、改善を必要とするため池が見られました。また、長年の堆積なのか、近年の豪雨による影響なのか分かりませんが、土砂が大量に堆積して、ため池の役割をまともに果たしていないと思われるところもあります。中山間地や高台にあるため池の下には、住宅、工場や生活道路などが現存している箇所もあります。波池ブロックが変形している箇所を確認いたしました。また、ため池下の宅地や田畑には、漏水の影響と思われる水がたまっているところも確認いたしました。また、ため池周辺に転落防止柵が必要と思われるところもありました。農家や近隣住民の方々から、安全対策のために監視カメラ、水位センサー設置を要望する声もありました。 私は今まで、ため池に関しての一般質問を2回いたしております。質問に対して執行部は、中島ため池の災害復旧工事をはじめ、ため池ハザードマップを作成され、各戸に配布、ため池の管理責任者が以前は各区長でありましたが、ため池ごとに管理責任者を置き、日頃の管理を徹底するため作業日誌の記帳を義務づける、牧の池、中島池に監視カメラ、水位センサーを設置、また、ため池や通学路にある水路等に転落防止柵設置などを実施していただきました。 しかしながら、今回の視察調査では、まだまだ改修、補修工事や安全対策が必要と思われるため池が複数あることが分かりました。先ほど述べました視察の結果や、住民の意見を基に、総務建設常任委員会を代表して質問してまいります。 それでは、通告書に従い質問してまいります。 今年度から実施されます防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法、いわゆるため池特措法で、ため池の調査が始まりましたが、調査内容に

	については、劣化調査と地震・豪雨耐性調査とを行うと聞いております。以前説明を受けましたが、確認のため、調査内容について詳しく説明を求めます。また、今年度の調査結果が分かれば、報告できる範囲内で構いませんので、説明を求めます。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えをいたします。 ため池劣化状況調査と地震・豪雨耐性調査は、防災対策としてため池の防災工事の必要性の判断を資するべく行います。 その調査内容は、まずため池劣化状況調査については、専門技術者が、ため池の堤体、洪水吐、取水施設等の劣化状況について現地で計測等を行い、その結果に基づき、ため池の決壊の危険性の評価を行います。この調査を、町にある68ため池のうち、近年工事を実施した8か所を除く60か所を対象に、今年度から6年計画でスタートをしています。今年度は8か所を調査中で、この後、3月18日の完了予定となっております。なお、来年度は14か所を予定しております。 次に、地震・豪雨耐性評価調査は、ため池の地震と豪雨の耐性の評価を併せて行います。地震調査は、そのため池で想定される地震の最大震度に対してため池の決壊の危険性の調査を行い、豪雨調査では、想定最大雨量掛ける1.2の雨量に対してため池の決壊の危険性の調査を行います。調査の前提として、満水状態の設定で行われます。町内ため池8か所が対象で、そのうち1か所は県が実施、残り7か所を、町として令和4年度から2か年で実施予定となっております。なお、令和4年度は4か所の調査を予定しております。 それから、今年度の調査結果については、現在まだ調査中でございます。報告は上がってきておりませんので、現時点で報告できるものはございません。完了予定を待つ状況となっております。 以上でございます。
議 長	木村和彦議員
木村和彦議員	説明ありがとうございました。 特措法は期限が10年と伺っておりますので、早期の調査完了、対策実施を期待いたします。また調査結果が分かれば、随時報告していただきますようお願いいたします。 では、次の質問に参ります。 調査結果の内容では、規模の大小はあると考えますが、修復工事や改修工事が必要となってきます。現在の規定では、工事費用の負担割合が、国が50%、県が30%、町が20%となり、町20%のうち30%が受益者負担となります。受益者負担率の割合は、全体の金額に対して6%になります。また、ため池が大規模なもの、中山間地に存在するもの、浸水区域に重要な施設があるなど緊急性が高いものについては、国からの補助率が55%で支援され、町負担率は15%となり、受益者負担率は全体の金額に対して4.5%になります。工事規模によっては、受益者負担が高額になると予想されます。負担率の減額など、執行部としての今後の考えについて伺います。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 冒頭にウクライナの問題を述べていただきました。本町としても、私といたしましても、許しがたき民主主義への挑戦だと、そのような捉え方をいたしております。本町は平和記念館を有しており、全国の平和首長会議に参加しております。その首長の代表者名で、抗議文書等を提出しているところでもございます。 次に、ため池の問題でございます。今ご質問がありましたように、このため池特別

	措置法は、我が町の中島ため池の決壊問題も、この法律制定の一要因になったと、そのように私は考えております。朝倉の大災害が合併の措置の延長につながったように、本町のため池問題、これは、全国的に豪雨によって災害が起きました、多くの首長あるいは議会等々が要望されましてこの法律の制定に至ったと、そのように伺っているところでございます。 そのことを踏まえまして回答申し上げます。ため池工事は、調査結果により整備が必要と判断されたため池を県に報告し、県がその結果を基に県全体での緊急性を比較考量した上で優先順位を決定し、順次整備に取り組んでまいります。工事にあたっては、「防災重点農業用ため池緊急整備事業」という補助事業で整備してまいります。補助率は先ほど議員が述べられたとおりでございます。採択要件として、受益面積が2ヘクタール以上で、総事業費が4,000万円以上となっております。現時点で、どれだけのため池が整備必要なため池として選定されるのか、どれだけの工事費が必要となるか見通しはつきませんけれども、一般的にため池の工事費用は多額となるケースが多いことから、このことが原因で農家が工事を断念することがないよう、国、県の支援状況、町の財政状況を見定めながら、農家の負担割合について町としてできる限りの努力をしたいと思います。 私は、ため池整備事業は戦後のうちの土地改良事業の3大事業の一つになると、そのような認識でございます。一番は県営圃場整備事業、2番手は農村総合整備モデル事業、3番手にやはりこのため池改良事業が出てくると、それだけの規模の事業であると、それだけの額を要する事業であるという認識でございます。ぜひその折にも、非常に検討されました負担の割合、十分参考にしながら、農家の負担ができるだけ軽減できるように、また事業が実施できるような負担割合を皆様方と一緒に検討していきたいと思うところでございます。 以上です。
議 長	木村和彦議員
木村和彦議員	私も受益者が負担金の関係で工事を断念するということは絶対に避けなければならないというふうに思っております。負担率の軽減をよろしく願いたいと思います。 次に入ります。 前段でも申し上げましたが、大量の土砂が堆積しているため池が多く見られました。長年の自然による堆積や、近年の豪雨によるものと考えますが、ため池の貯水量が低下しているのは明らかなです。水稻作付農家にとってため池は必要不可欠ではありますが、以前から比べ減反が増え、以前のように水は必要としていないのかもしれない。しかし、浚渫をすることにより貯水量が上がれば、一番多く水を必要とする田植時期以外はため池の貯水量を下げ、豪雨時に調整池としての役割が可能と考えます。 今後、ため池の浚渫工事計画はあるのか、また、計画があるのであれば内容について説明を求めます。また、工事に伴う受益者負担があると考えますので、負担率についても説明を求めます。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えをいたします。 まず、浚渫計画の内容について答弁いたします。ため池の土砂堆積の問題は、議員がおっしゃられたとおり、ため池の貯水量の低下に直結するため、対策が必要な大きな問題と捉えています。堆積が進めば、農家にとって水確保や底樋操作に支障が生じることになり、農業水利施設の機能低下につながります。併せて、近年頻発する集中豪雨時の下流域の浸水災害対策の必要性から、防災対策としてもため池浚渫が

	必要と考えます。 このため、町として令和4年度を浚渫に向けた整理をする年と位置づけ、68ため池全ての土砂堆積状況の調査を行います。ため池ごとに堆積量を算出し、調査結果を基にそのかかる費用を算出いたします。これを基に浚渫の工事实施計画を作成し、この計画に基づき、令和5年度以降に順次浚渫を進めていく計画でございます。それから、受益者負担の件につきましては、町長のほうから回答いたします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 財源問題、財政計画との整合性がございますので、私のほうから回答させていただきます。 この浚渫にあたり、緊急浚渫推進整備事業債という起債がございます。その起債を活用する予定でございます。この事業債は充当率100%でございます。元利償還金に対する交付税措置率が70%と極めて有利な起債でございます。交付税措置分を除いた分担率は、先ほどの工事と同様に、町と受益者は7対3の割合でございます。現在のところ、したがって、浚渫にあたり、先ほどの工事と同様に、多額の負担金のために農家が浚渫することを断念することがないよう、国、県の支援状況、町財政状況を見定めながら、農家の負担割合について、町としてできる限りの努力をしたいと考えております。 ご承知のように、今、起債の償還はピークに達しております。下水道事業等々の償還がやがて下降線に入っております。そのこともにらみ合わせながら、このため池改修事業を推進していきたいと考えております。
議 長	木村和彦議員
木村和彦議員	おっしゃるとおり、令和4年度の予算書にも、ため池土砂堆積状況調査業務委託料として1,446万円が上がっております。調査結果の内容については、速やかに報告していただきたいと思っております。と申し上げますのも、今、町長が申し上げられますように、浚渫工事の工事額は高額の費用がかかると伺っております。負担割合の減額をお願いするところでもあります、受益者も前もって負担費用を準備しておく必要があると考えますので、よろしくお願いしております。 次の質問に参ります。 ため池に監視カメラ、水位センサー設置を要望する地区がありました。しかしながら、設置に伴う費用について懸念する意見もありました。そこで、中島ため池に取り付けていただいた監視カメラ、水位センサーの設置状況を調べてみました。福岡県では、現在、北九州市で29か所、今後追加導入予定だそうです。また、豊前市で1か所、そのほか、九州では大分県、宮崎県、鹿児島県の自治体が検討されているとのこと。九州以外では、千葉県、愛知県、岐阜県、三重県、鳥取県、愛媛県などで、4年度予算申請予定にて動いているそうです。 また、設置費用について調べてみたんですが、本体価格は35万円前後、別途、設置工事費がかかりますが、場所により変動するとのこと。年間の通信費は3万2,000円前後です。現在、設置する場合の規定と町独自の考えがあれば、説明を求めます。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えをいたします。 町の考えをということで、町の考えを述べてまいります。 農業用ため池への監視カメラ水位計の設置については、従来ため池の管理者が現地へ見回りに行って水位の確認を行っていたものが、設置を行うことでこれをする必要がなくなり、離れた場所からでもパソコンやスマートフォンで確認ができ、た

	め池の適正な管理と緊急時の点検に活用できるメリットがございます。 町としては、ため池管理者が設置を希望する場合は、設置費用は補助事業を活用して支援をしたいと考えます。活用する農業水路等長寿命化防災減災事業は、交付対象事業一地区あたりの事業費合計が２００万円以上となる要件をクリアすれば定額の補助があり、１００％の補助が見込まれます。ただし、維持管理の一環で必要となる年間の通信費につきましては、ため池管理者の負担をお願いをするものでございます。 以上です。
議 長	木村和彦議員
木村和彦議員	ため池の安心安全を確保することは、農家だけではなく、下流域の住民や企業にとって非常に大切なことです。交付対象事業となるよう、執行部もしっかりと力を入れていただきたいと思います。また、交付対象金額にあてはまらない場合は、町独自でも対応していただければと考えますので、よろしくお願いいたします。 次の質問に参ります。 コロナ禍の中、アウトドアがブームになってきて、キャンプや釣りなど、若い方々を中心に行動され、ＹｏｕＴｕｂｅなどで多くの情報が発信されています。釣り禁止のため池で釣りを行っている人も見かけます。ため池責任者は釣り禁止の看板を立て対応しているところもありますが、無視されているのかと思われます。大人がすれば、子どもたちも行います。また、通学路にため池があり、子どもたちの安全を守る意味でも転落防止柵が必要だと考えますが、執行部の対応について説明を求めます。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えをいたします。 水難事故の防止のための安全対策は大変重要であり、必要と思います。現在の町内のため池の状況を見ますと、比較的通行量の多い道路沿いの堤体の箇所には、フェンスであり転落防止柵であり、ガードレールを設置して安全対策を講じています。あくまで、ため池の周囲全てを取り囲むのではなく、必要と思われる箇所を選定して設置をしていますので、新たに必要と思われる箇所については、危険性を判断して、整備に向けてため池管理者や地元と協議を進めていきたいと考えます。 ただし、転落防止柵とガードレールについては、誤っての転落防止には大変有効と思いますが、釣りのように意図的に飛び越えていくようなケースについての進入は物理的に防ぐのが難しいと思われますので、このようなケースの対策については、別途警察、ため池管理者、地元及び福岡県が設置しております福岡県ため池管理保全センターからもアドバイスを受けながら、有効な方策を協議していきたいと考えております。 以上でございます。
議 長	木村和彦議員
木村和彦議員	言われるとおり、ルール無視の場合は防ぎようがありませんが、場所によっては安全対策が必要と思われる箇所が複数ありました。今後、対応をお願いいたします。 また、視察して確認したのですが、ため池の堤体に行くまでの通路が分からないところがありました。ため池水路の調整や堤体の管理などに必要ですので、今後、工事等を実施される場合は、通路を確保していただきますよう要望いたします。 次の質問に参ります。 ため池は今まで水田農家のためだけにあると考えられてきました。確かに、私自身そのように思っていました。しかしながら、農業を営むだけでなく、鳥や魚や様々な生物が暮らしています。また、使い方によっては、自然豊かな憩いの場所にもなる

	と考えます。例えば、ため池にはたくさんの野鳥が飛来しています。それをカメラ片手に見学に来ておられる方を見かけます。安全対策を図り、先ほど申し上げましたような、浚渫工事等など実施すれば、通常時は憩いの場所として、豪雨時には調整池として活用できるのではと考えます。 全てのため池とは言いませんが、調整池として活用できる場所、しようとするところをリストアップして、調整池として活用を図ってはどうかと考えますが、執行部のこれからの考えを伺います。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えをいたします。 議員がおっしゃられたとおり、ため池は農業用水の確保だけではなく、生物の生息、生育の場所、地域の憩いの場所など多面的な機能を有しています。その中でも、今特に注目され、求められているのは、防災、減災の機能ではないかと思います。降雨時には雨水を一時的に貯める洪水調整の役割のおかげで洪水のピークが抑制されて、下流での越水、河川の氾濫を未然に防いでいます。そのように洪水被害の軽減が見込まれる調整池としての活用、これに向けた検討は防災対策として大いに必要と考えます。 今後、町の農業用ため池については、農業の持続的な発展のため、農業水利施設としまして適切な長寿命化対策を取っていくとともに、防災対策としてさらなる防災、減災に向けた取り組み、この中で可能なため池の調整池としての活用を含めてしっかり検討をしてまいります。 以上です。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 農業が我が町の基幹産業であると、私どもは枕詞のように使っております。経済的な産出額からすれば農業はそうではございません。しかしながら、なぜ筑前町において農業が基幹産業なのか、土地利用において圧倒的な環境をつくっているということでもあります。と同時に、農業が持つ多面的機能によって本町の住みよさというのが創出されていると、これも事実でございます。そういったことからして、我が町の農業は基幹産業である、そのことによって、より国も、また自治体も農業に対する投資をやっていくということございまして、ため池もその一環であると、そのように考えます。 以上でございます。
議 長	木村和彦議員
木村和彦議員	開会日の施政方針の中で、環境基盤整備について説明をいただきました。今年度から始まりましたため池特措法などを活用して、安全対策の基盤をつくっていただきたいと思います。また、豪雨時の越水、河川の氾濫など、防止または軽減するために、これは提案ですが、田んぼダムなど複合的な安全対策を検討していく必要があると思いますので、よろしくお願いいたします。 次の質問に参ります。 国道386号線、国道200号線や県道112号線をくぐる水路について、豪雨により、水路上流では雨水があふれ、生活に著しく支障を及ぼしている箇所があるが、どのような対応を取られているかについて質問してまいります。 今回、先ほど申し上げました箇所以外にも視察調査してまいりました。住民からの意見として、近年の異常気象、以前はここまで水路があふれることはなかったとの声が多く、これは、雨水路に対してこれまで執行部が対応されてきた結果だと思えます。しかし、近年は宅地化が進む上、雨は予想をはるかに超えた量が降ってお

	り、現在の水路では処理できていないのではないかとの声が聞かれました。 その中で、今回は特に国道並びに県道下をくぐる水路について質問してまいります。以上述べました水路について、改善、改修工事の要望書の提出があるのか、あれば場所及び件数について、また、改善改修工事の進捗状況及び今後の計画について説明を求めます。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 議員のご質問につきましては、国道３８６号及び県道１１２号、それから国道２００号ということでございますので、現在本庁舎の前については３路線でございます。道路がそれぞれ区間で路線名が異なりますので、それぞれ先にご説明をさせていただきたいと思っております。 国道３８６号につきましては、朝日東交差点より久光橋交差点、それから弥永方面のほうに向かう道路でございます。久光橋交差点より朝倉市方面のいわゆる総合支所前につきましては、県道１１２号福岡日田線でございます。さらに国道２００号の朝日東の交差点、それから山家道交差点の区間につきましては国道２００号になっております。その先の山家道交差点から西側の福岡方面に向かう道路につきましては、県道１１２号福岡日田線でございます。したがって、質問が関連しておりますので、併せて回答させていただきたいと思っております。 この県道３路線の横断水路の改修の地元要望の件数につきましては、３件ございます。１件目の場所につきましては、県道福岡日田線の依井の原野モータースの前、それから、２件目は国道３８６号の松延バス停付近にある２本の横断水路、それから、３件目は国道２００号の朝日の玉屋パチンコ付近でございます。 ほかにも、この国県道に関連した災害被害の報告等の対応については、国道３８６号の中牟田の押しボタン信号付近で浸水対策の地元要望が上がっておりますけれども、現地を確認いたしましたところ、この国県道にも横断水路いわゆる製品のボックスカルバートがありますけれども、この件は国道横断水路より下流の用水路が主な要因ではないかというふうなことが考えられますので、この件については町のほうで対策を検討したいと考えております。 さらに要望書の提出はございませんが、本年度６月に、依井東の押しボタン信号付近で、県道福岡日田線の横断水路内で、草刈り後の草、稲わら、ビニール袋等の詰まりが原因で、水路上部の冠水被害が発生しております。現地で調査、確認し、詰まっているものを撤去し、現在解消いたしております。 そのほか、県道福岡日田線の付託の筑紫野市行政界付近に横断水路がございます。この件については、周辺地域の雨水あるいは浸水対策の関係で、上下水道課のほうで検討されているということを聞いております。 この３件について、改善、改修の進捗状況について回答させていただきたいと思っております。令和３年９月議会においても持山議員のほうから同様なご質問がございましたので、回答も重複するかもしれませんがよろしくお願いいたします。今後の計画等についても県のほうより聞き取りしたところでの回答になりますので、併せてよろしくお願いいたします。 先ほど回答しました地元３件のうち、１件目の依井の原野モータースの前の横断水路につきましては、以前から要望があつていましたが、令和４年１月３１日に完了しております。２件目の松延バス停付近の２か所ある横断水路につきましては、国道下にＮＴＴケーブル、あるいは上下水道管が埋設をされております。そのため、現在設計中というところで、工事につきましては令和４年度に実施の方向で検討されておりますが、前置きとして予算的なこともあるということでございますが、予

	定としては、令和4年度の落水後にはこの2か所の改修工事を何とか実施したいというふうなことをお聞きしております。この件につきましては、昨年の12月頃、県のほうが直接地元のほうにお伝えをしているということも併せてお聞きしております。3件目の朝日の横断水路につきましては、今の段階では明確な回答はできませんが、再度地元と協議を行いながら再度県のほうに働きかけを行ってまいりたいというふうに考えております。 いずれにしても、県も地元要望を受けまして計画的に改修が進められているところでございます。今後におきましても、引き続き、県土事務所と町と協力しながら、横断水路の正常な管理に努めてまいりたいと思いますので、地元におかれましても、詰まりの原因となります堰板、肥料袋、あるいは草刈り後のわら等を水路に流さない取り組みとか、例えば横断部の手前でスクリーンを設置していただくなど、適正な維持管理に努めていただくよう併せてご理解とご協力のほうをよろしくお願いいたします。 以上でございます。
議 長	木村和彦議員
木村和彦議員	私も農家の一人として、今後、草刈りに気をつけます。 水路の工事は、今聞きますと、計画的に実施されていると考えます。私も県土木に伺ってきましたが、説明内容については同様の答えでした。しかしながら、まだまだ改善が必要な箇所が複数ありますので、今後に対応していただけますようよろしくお願いします。 また、要望になりますが、先ほど申し上げました国道や県道下の雨水路や、用水路の位置と本数を執行部はできる限り把握していただきたいと思います。 また、今後も宅地化が進むことが十分に予想されます。住宅地の周辺の水路についても、生活に支障が及ばないよう、雨水対策を実施してください。よろしくお願いします。 あとこれは報告になりますが、地上権設定がなされていない水路があることが分かりました。既に存じてあるとは思いますが、大刀洗飛行場跡の水路のほかに、牧の池から中島池に通ずる暗渠排水の一部も地上権設定がなされておりません。これは、戦前なのか戦中なのか分かりませんが、その時代に造られた水路で、現在の状況は劣化がひどく、改修が必要です。昨年、私も含め受益者で補修工事を行いましたが大変な作業でした。また、ほかにも地上権設定がなされていない水路があるのではと考えますので、今後、調査して報告させていただきます。 最後になりますが、会期の冒頭に町長から説明がありましたように、複数の企業の進出が現実味を帯びてきました。また、国道200号線と県道77号線の接続や、久留米筑紫野線の4車線化も進んでいくと伺っております。沿線には、これらに付随して多くの企業が進出してくると予想されます。これから5年先なのか10年先なのか分かりませんが、筑前町が大きく変貌していることに期待を膨らませております。これも町長をはじめ執行部の皆様方の努力のおかげだと思います。感謝いたします。 私たちは、先人から受け継がれてきた筑前町のバトンを後世に渡す義務があると考えます。筑前町が大きく変貌していく中で、安心安全の基礎をつくるのも私たちの仕事だと考えます。私たち議員も、そして総務建設常任委員会としても、「緑あふれる 豊かで便利な とかいなか」のまちづくりを目指して頑張ってまいりますので、今後ともよろしくお願いします。 以上で私の一般質問を終わります。
議 長	これで5番 木村和彦議員の一般質問を終わります。

休 憩	
議 長	ここで休憩をします。 10時50分から再開をします。 (10:39)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (10:50)
議 長	1 番 寺原裕明議員
寺原議員	感染対策がなされておりますので、失礼してマスクを外して発言をさせていただきます。お願いいたします。 先ほど発言なさいました木村和彦議員も申されておりましたけども、先月24日、ロシアがウクライナに侵攻しました。懸念されていたことではありましたが、実際に起きてみると本当に衝撃的な出来事でありました。ミサイル攻撃を受けた建物、焼け焦げた車、故郷を離れて少しでも安全なまちに移動したりあるいは国外に避難したりする人々、特に小さな子どもたちを連れている親御さんを見ると胸が塞がる思いがします。国連もなかなか機能せず歯がゆいばかりですが、和平交渉が進み、一刻も早い安定が訪れることを願ってやみません。 それでは、通告に従いまして一般質問を行います。よろしくお願いいたします。 今回は、本町小中学校における不登校問題についてお尋ねするようにしておりますが、具体的な質問に入ります前に、小中学校における不登校の状況について、全国及び福岡県のデータに触れておきたいと思います。文部科学省の統計によりますと、2016年に約13万3,600人であった不登校の児童生徒が、2020年には約19万6,100人になり、この5年間でおよそ6万2,400人も増加しています。また、1,000人あたりの不登校児童生徒数を見ると、福岡県は23.3人で、全国平均の20.5人を上回っており、全国で6番目に多い県となっています。不登校問題につきましては、かねてより文教厚生委員会において度々論議されてきた経緯がありまして、筑前町の小中学校にもかなりの数の不登校生徒がいるということは分かっていました。しかしながら、はっきりした実態がつかめていないので、議論も深まりません。また、不登校問題解消に向けての提起もできないということから、昨年12月3日に、不登校生の対応をしておられる筑前町教育支援センターの清武先生からお話を伺ったところです。また、後で述べます「フリースペースよつば」を立ち上げられた、元中学校教諭であり朝倉市議もなさった平田さんからもお話を伺い、文教厚生委員会において協議したものを質問項目として取り上げております。その意味では、本日の一般質問は文教厚生委員会を代表しての質問ということにもなりますので、ぜひよろしくお願いいたしますと思っております。 まず、不登校児童生徒の実態を明らかにしたいと思います。 最初の質問です。具体的には欠席日数の問題になると思いますが、不登校や、あるいは不登校傾向ということもありますけども、そうみなされる場合の欠席状況はどんなものであるのか、お尋ねをします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 不登校兆候段階というところがございますけれども、長期欠席日数が30日未満、これを不登校の兆候段階といいます。それ以上のものを不登校というふうになしておるところでございます。 以上でございます。

議 長	寺原議員
寺原議員	それでは、本町における不登校児童生徒の人数はどれぐらいでしょうか。各学校ごとの人数ということになると、個人情報の問題もあるかと思いますが、小学校は4校合わせた人数、中学校は2校合わせた人数で結構ですので教えていただきたいと思います。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 この質問につきましては、文部科学省が行っている「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」に係り、各学校からも毎月報告がされております。しかし、この調査は、文科学省が実態をつかみ、次年度の施策を検討するために行われているものでございます。ご存じのとおり、調査等の公表の取り扱いについては、統計法40条に統計上の目的外に提供してはならないと定められているため、この場での回答は控えさせていただきたいと思ひますし、この件については県のほうにも確認をしたところ、その数字を公表することは適当ではないというような指導も受けておりますので、何とぞご了承いただきたいというふうに思ひます。 以上でございます。
議 長	寺原議員
寺原議員	私としては、個人情報に配慮して、小中学校に合算した人数で結構ですというふうにお伝えしたんですけども、その意味は、やっぱり情報を共有することからしか、やっぱりどうしていくのかということになかなかつながっていかないということがありまして、こういう場ですけども、ある程度数はつかんでおきたいと、共有したいという思いでお尋ねをしております。また、これはいろんな場で確認をしながら、また進めさせてもらいたいというふうに思ひます。 それでは、次の質問ですけども、不登校の要因をどのように捉えておられるのか、そしてその中にヤングケアラーの問題、なかなか親とか家族の世話で学校にも行けない状況があるというふうな子どもたちの様子も、時々報道で目にするところですけども、そういうヤングケアラーとの関連があるかどうか、この筑前町で、そういうことについても併せてお答えください。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 不登校の原因については、常に明らかになるとは限らず、複数の原因が絡み合っている場合もあれば、本人にも原因が分からない場合もございます。先ほど述べました文科省の調査結果によれば、学年による割合の差はあるものの、無気力、不安、いじめを除く学校での人間関係の問題、親子の関わり方などの要因が不登校の原因として多いという報告がなされておるところでございます。 本町でも同様の傾向は見られますが、直接対応している学校では、特に集団生活に困難さを感じる児童生徒の増加、ゲーム依存等による生活習慣の乱れ、登校に対する考え方の多様化などを感じているようでございます。 なお、ヤングケアラーとして見守りをしている児童生徒はおりますけれども、不登校との関連は報告はなされていないところでございます。 以上でございます。
議 長	寺原議員
寺原議員	ヤングケアラーとしては直接の原因にはなっていないと、不登校がですね、ということが分かりました。今言われたように、不登校の要因というのも個人差があつて、なかなか特定するのが難しいというのも、私も現場におりましたのでよく分かります。

	先ほどおっしゃったように、文科省のデータでは、本人の状況、本人の問題として2つ大きくあって、無気力、不安が47%、それから生活リズムの乱れ、遊び、非行が12%。一方、家庭の状況としては、親子の関わり方が約9%ということで、不登校の要因の約7割が本人や家庭の問題ということになっているようです。一方、学校の状況としては、いじめを除く友人関係をめぐる問題が10.6%と高くなっているほかは、残りの項目を全部合わせても約12%であり、不登校問題によって学校が要因となっている割合というのは2割強ですね、思ったより低いものであったということでした。 次の質問なんですが、不登校児童生徒や保護者に関わる中で、悩みとか要望等を把握しておられると思います。どんなことがあるか、お聞かせいただきたいと思います。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 まず児童生徒についてですが、集団に入ることへの不安を感じるので、学校の中に安心して過ごせる場所が欲しいと願い、別室登校している子どもがいる一方で、学校よりも家で過ごすほうが楽しいと答えている児童生徒も増えてきているようでございます。 また、保護者についてでございますけれども、不登校の原因を探り、何とか登校できるようにしたいが、原因が分からないとの悩みを持たれている方が多いようでございます。 以上でございます。
議 長	寺原議員
寺原議員	先ほど申しました教育支援センターの清武先生からお話を伺った中に、こういう言葉があったんですね。「文句ばかり言っている私は何もできない人間だ」と。「誰か私を助けてほしい」と。これ、不登校の子どもの言葉なんですが、これ聞いたときに、これはやっぱりいかなんというふうに本当に思いました。保護者の方たちも、なぜうちの子がと、何か手助けをしたいがどうしていいか分からないと思っておられる方が多いんじゃないかと思います。 それで、教育支援センターなり、後から述べます「よつば」とか、そういうフリースクールに通っている子はそれなりの対応を受けているということですが、外部との接触を持っていない、つまり家にいつもいると、そういう不登校児童生徒の現状がどうなのかということについてお尋ねします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 不登校や不登校兆候の状態にある児童生徒に対しては、学校が継続的に働きかけております。電話連絡や家庭訪問、あるいはオンラインなどを活用した学習支援にも取り組んでいるところでございます。外部との接触の頻度や形態については様々ではございますけれども、全く接触がない児童生徒については報告されてございません。 以上でございます。
議 長	寺原議員
寺原議員	外部との接触を持っていないということは、周りからの支援がないまま家にいると、基本的に、学校からは電話とか家庭訪問とかあるということでしたけども。そして、そういう子たちのほうが、何らかの支援を受けている子たちの人数より多いということですよ。そこがやっぱり問題だと思います。何とかしなければならぬと思いますけども、これについては、また後ほどお尋ねをしたいと思います。

	不登校生徒が中学校を卒業した後の進路、これがどうなっているのか、把握してある範囲で結構ですので回答いただきたいと思います。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 令和2年度の卒業生についてお答えしますと、特別な事情がある場合を除き、進学をしておるということでございます。 以上でございます。
議 長	寺原議員
寺原議員	それ聞いて少し安心しました。「よつば」でもこの進路についてお尋ねをしましたら、やっぱり進学する子がほとんどであると、就職した子はおりませんというふうなことでした。定時制高校であったり専門学校であったりとか、そういうことを聞いています。 やっぱり、小学校、中学校で不登校になっている子が、その後ずっと家に引き籠もって、その生活が続いていくということがあって、それを何とか自立させたいということで取り組みがなされていると思いますけども、「よつば」でも中学卒業の後に引き籠もっている子はいないというふうなことも聞きましたので、それもちよっと安心したことでありました。それで、ここまでの質問及び回答で、不登校児童生徒の実態が一定程度、明らかになりました。 そこで、次に不登校児童生徒への対応の現状についてお尋ねをしていきたいと思えます。①は教育委員会の取り組み、それから②は教育支援支援センターでの取り組みですけども、これは重複する部分があるかと思えますので、教育委員会、それから支援センター、これは一緒にというか続けて回答いただいても結構ですので、よろしくお願いします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 まず教育委員会としての取り組みでございます。県費に加え町費でのスクールカウンセラーの配置、それから町単独でのスクールソーシャルワーカーの配置を行っておるところでございます。また、さきに述べました毎月の報告を基に各校の実態を捉え、適宜、指導助言を行っておるところでございます。さらに国や福岡県からの情報提供を行い、特に必要だと考える学校に対しては、要因分析のシステム等を活用するよう促しているところでございます。 次に、町の教育センターの取り組みでございます。現在15名の児童生徒が利用しておりますけれども、利用頻度は様々でございます。スケジュールは活動内容等も個々に合わせて調整をしておるところでございます。また、学習支援だけでなく、集団での活動や体験学習等も取り入れながら、児童生徒が集団生活へよりよく適応できるように努めておるところでございます。 以上でございます。
議 長	寺原議員
寺原議員	それから3番目ですけども、学校における取り組みはどうなっているのかということで、不登校児童生徒に学校の中で関われるといえ、支援加配教員ではないかなというふうに思うわけです。その配置状況、今どうなっているのか、改めてお尋ねをします。 また、学校の中で、不登校児童生徒、実際に不登校になった子どもたちへの対応というのも大事ですけども、じゃあそれをつくらない、もちろん学校だけに原因があるんじゃないんですけども、そういう生徒をつくらないための取り組みがなされていけば、どんなことをなされているかお尋ねしたいと思います。

議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 まず、学校の取り組みでございます。まず、本町における支援加配教員は、三輪小、中牟田小、三輪中、夜須中に配置をされてございます。学校における取り組みの中心は、担任による電話連絡や家庭訪問でございます。学校体制を工夫し、担任の時間確保を行っているところです。また、個に応じた対応ができるよう、支援加配教員や管理職が別室等での対応を行っているところでございます。さらに、教育センターをはじめとした関係機関の情報提供も適宜行っているところでございます。 次に、不登校児童生徒をつくらないための取り組みへの考え方につきましては、教育長のほうより回答させていただきたいと思っております。
議 長	入江教育長
教 育 長	不登校の児童生徒をつくらないための取り組みについては、私のほうから考え方を述べさせていただきたいと思っております。不登校を未然に防ぐための取り組みとして、現在、大きく4つの取り組みを行っているところでございます。 1つは、各学校において校内支援委員会等を活用して、欠席しがちな児童生徒の情報共有を行い、担任を中心に管理職や担任外支援加配教員等の協力の下に個別の支援を行うとともに、学校に来やすい環境づくりを行うこと。 それから2つ目には、児童生徒の悩み等に対して適切に相談できる体制づくりを行うとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど外部の専門家を活用すること。 そして3つ目には、関係する小中学校間において、児童生徒の欠席状況や対応状況等の情報を共有し、学校を休みがちな児童生徒の早期把握及びきめ細かな早期対応に努めること。 そして4つ目には、人間関係づくりや体験活動など豊かな人間性を育む教育活動のより一層の充実を図り、児童生徒が登校したくなるような魅力ある学校づくり、学級づくりを行うこと。 以上の4点を行っているところでございます。これらの学校での新たな不登校を生まないための取り組みと併せて、学校内外での不登校児童生徒への支援も大切にしていけることが重要であると考えております。そこで、これまでの取り組みを継続してさらに充実させていくこととともに、ICT等を活用した学習支援のさらなる充実にも努めていかなければなりません。 その上で、どうしても学校になじめない児童生徒については、学校に登校するという結果のみを目的目標にするのではなく、児童生徒が自ら進路を主体的に考え捉えて、社会的に自立することを目標として、不登校児童生徒への支援を行ってまいります。 さらに社会的自立への支援を行うために、本人の希望を尊重した上で、教育支援センターやフリースクールなどの関係機関と連携した支援体制の充実を推進してまいります。 以上が取り組みの考え方でございます。 以上です。
議 長	寺原議員
寺原議員	ただいまの教育長からの回答で、学校としてもいろいろ取り組みをなされているということが分かりました。 これは私の思いですけども、働き方改革についても質問させていただきましたが、やっぱり学校現場が非常に忙し過ぎるということがあって、ある学校ではもう校長さんがクラスに入って子どもたちに指導しているというふうなことも聞きます。そ

	れぞれが、自分の持ち場以外のところでなくちゃいけないというような状況が、本当にもう日常茶飯事じゃないかなというふうに思うんです。 そういう中で、不登校児童生徒に関われるというのはやっぱり、先ほど申しましたけども、支援加配教員しかいないと。ある人に言わせると、もう支援加配教員じゃ足らんよと。別に、不登校とかそういう問題を抱えている子どもたちに対応する教員の存在が、やっぱり必要じゃないかという方もいらっしゃるぐらいです。なかなか、それは定数配置の問題で、これは国がまたやっていくことですし、難しいと思うんですけども。 いずれにしても、今の状況、例えば支援加配教員が担任に充てられるというような事態にならないよう、担任は担任として、加配は加配として配置されるように、今後ともその要求は教育委員会として上げていっていただきたいというふうに強く要望するものです。 それでは、現状とそれから実態と、それから取り組みの現状がある程度分かりましたので、これから先、不登校問題が一步ずつでも解消に向かうように、これからの取り組みについてお尋ねをしたいと思います。 教育支援センターでは、清武先生が一人に対応されています。お話ありましたように、対象児童生徒15名と、小学生もいる。中学生も学年も違えば学習進度も当然違ってきます。その中で、指導者一人での対応の限度を超えているということは、もうこれ明らかじゃないかなというふうに思うわけです。また、女子生徒もいるということで、男性教員では対応が難しい面もあるかと思います。 私としては、というか委員会で話したときも、最低でも1名は職員の増員が必要であるというふうに考えますけども、どうでしょうか。併せて、先ほど実態をお話ししていただきましたけども、家庭にいる不登校児童生徒への今後の対応についても、お願いできればと思います。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 現在、教育支援センターにつきましては、センター長1名、それから女性のボランティアスタッフが2名で対応させていただいているところでございます。さらには作業療法士1名、スクールソーシャルワーカーが1名でございます。この2名で必要に応じて支援を行っている状況でございます。 支援員の増員についてでございますけれども、今すぐの増員については考えておりませんが、状況、必要に応じて検討してまいりたいと思っております。 それから家庭にいる児童生徒への支援についてでございますけれども、学校からの働きかけは続けながら、教育支援センターやフリースクール等の関係機関に関する情報提供を行い、本人の希望を尊重しながら通所を促します。 あわせて、教育医療福祉の関係機関と連携しながら、社会的自立を促していきたいというふうに考えておるところでございます。 以上でございます。
議 長	寺原議員
寺原議員	今、課長の回答で、清武先生のほかに女性ボランティアスタッフが2名おられると。これは実際の学習指導ができるのかどうかということで、できるんでしょうか。お願いします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 教員免許をお持ちなので、指導ができるということでございます。 以上でございます。

議 長	寺原議員
寺原議員	今お答えいただいたことも含めて、本当に人数は今15名だけでも、また変動はあると思いますけども、そこに通ってきている子どもたちにきちんとした対応ができるような人員の配置を、ぜひ総合的に考えてやっていただきたいと思います。 それでは、次の質問で、「フリースペースよつば」との連携についてお尋ねをします。 この「フリースペースよつば」、後でまた少しお話ししたいと思いますけども、この平田さんのお話では、月1回児童生徒の出席状況を各学校及び教育委員会に報告しているというふうに聞いております。教育委員会とはどのような連携ができているのか、また、これからどのような連携を取ろうとしておられるか、お尋ねをします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 現在、本町からは5名の児童生徒が通級しており、毎月、所属学校及び教育委員会に活動の様子等の報告をいただいております。また、本町の教育センター長も、月1、2回、「フリースペースよつば」を訪問し、活動の様子等を見守るとともに、関係する児童生徒についての情報交換を行っております。 今後もこの活動を継続してまいりたいというふうに考えております。 以上でございます。
議 長	寺原議員
寺原議員	文科省の報告書も、検討会議があってその報告の中にも出てきていますが、やはり教育委員会、学校とそれからそういう民間団体が連携をして、この不登校児童生徒に関わっていくということが非常に大事であるというふうなこともあります。 今のお話では、清武先生がこの様子を見に行かれて、いろいろそこで連携が取れているというふうなご報告でありましたので、ぜひそれを続けていただくと。 それから、やっぱり教育委員会としても、清武先生だけでなく、やっぱり時々はこの「よつば」の子どもたちの様子を見ていただくとか、そういうことがあるといいのかなというふうにも思います。どうぞよろしくお願いをします。 次の質問の前に、民間の立場で不登校児童生徒に対応している「フリースペースよつば」について、少し説明をさせていただきたいと思います。現在、私もちょっと調べてみましたが、福岡県内には40以上、約50近いフリースクールがあるようです。そのほとんどは入学金や月謝が必要です。結構なお金になります。やっぱり、ほとんど毎日、週5日とかだと、4万とかそういうお金が要るんだなというふうに思ったんですが、「フリースペースよつば」では原則として利用者から料金を取っていません。児童生徒が義務教育の小中学校に通っている、そういう家庭からお金を取れないという考え方です。私は、ちょっともうこれ、お金を取ってでも少し運営を充実させたほうがいいんじゃないかなというふうな思いもあったんですけども、もしお金を取るのであれば、そのお金は国から支払われるべきだと、義務教育に関わる教育ですから、ということで確かに私はそれもそうだなというふうには思ったところです。東峰村、朝倉市、筑前町の児童生徒25人が今在籍をしているということです。東峰村と朝倉市2か所、杷木地区と甘木地区なんですが、そこで活動しています。9人の職員が対応しており、ほぼ全員が教職員OBです。運営面では、在籍児童生徒の家庭からの収入がありませんので、必要経費は助成金や賛助金で賄われています。現状としては、福岡県からは助成金、東峰村からは助成金と活動場所の提供がっております。それから、朝倉市も来年度から助成金を出す予定であるというよ

	うに聞いております。 先ほど課長からの回答にもありましたように、筑前町からも5人が在籍して、勉強したり体験活動をしたりしながら一生懸命に自分なりの進路獲得に向けて頑張っております。今話しましたようにお金も取っておりません。そういうこともあって、ぜひとも「フリースペースよつば」への支援をしていただきたいというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 「フリースペースよつば」は不登校を背景に年々増加をしているところでございます。国は不登校は誰にでも起こり得ることと認識を示して、フリースクールへ通う日数も学校の出席日数として認めるようになっております。この「フリースペースよつば」も同様でございます。 現在、この支援については、福岡県が福岡県フリースクール支援事業補助金を設置し運営を助成をしているところでございます。また、市町村単独での助成については、なかなか全国的にも極めて少ないようでございますけれども、先ほど議員ご指摘のとおり、東峰村と朝倉市のほうが支援をするということでございますので、その辺りも把握しながら、また教育支援センターとのバランスを考慮しながら、慎重に対応してまいりたいというふうに考えております。 以上でございます。
議 長	寺原議員
寺原議員	今すぐの回答は難しいと思うんですが、前向きに考えていくというような回答であったと思いますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。 先ほどから申しましたように、不登校の要因として、学校の状況に起因するものは20%を少し超えるくらいであり、大半は本人や家庭の状況に起因しています。学校だけが、あるいは教育委員会だけが責任を全部かぶって取り組まなければならない問題ではないと思います。また、実際できることでもないというふうに思っています。 あるフリースクールの運営者が、いろいろな生き方をしても大丈夫ということを皆さんにもっと知っていただきたいと言っておられますが、私は本当にそのとおりであろうというふうに思っています。 学校に行くことが善、行かないことが悪というふうな端的な決めつけでは、やっぱりなかなかこの不登校問題は解決していかないというふうに思っています。 昨年末、町内の知人から連絡がありました。この方も子育てをサポートする立場からいろいろと活発に動いておられる方なんですが、その方の家を建てた工務店の社長さんがその方に連絡をしてこられて、自分は地域に大変お世話になっているので何かお返しがしたいと思っています。地域の高齢者のお宅に手すりとかつけてあげたら喜ばれるんじゃないかと、学校に行けてない子どもさんと大工仕事をして、できたものを一緒に取り付けに行ったら、高齢者の方たちも子どもたちも喜んでくれるんじゃないかというご提案があったと。しかし、これ、どう進めたらいいですかねというようなお話でした。私としては、不登校問題についてお話を聞いたばかりでしたので、すぐにこの教育支援センターの清武先生に連絡を取って、こういう提案があるけどどうですかというふうにお話をしましたところ、それはありがたいお話ですと、希望者を募ってみますと、すぐに動きをつくってもらいました。恐らく教育委員会にもきっと連絡が行っていると思うんですけども、その後どうなったんだろうかと思っていたところ、1月24日に、清武先生から「本日4人の生徒を工務店に連れて行きました。4人とも今までセンターで見た中で一番生き生きしてい

	ました。いい所を紹介していただき、ありがとうございました」とメールが入り、私もとてもうれしく思いました。その後、清武先生に直接お会いしたときにお話を聞きましたら、当日は工務店の若い方から指導していただいていたんだけど、その若い指導しておられた方も生き生きとして教えておられたということでした。さらに、工務店の社長さんは清武先生の夜須中学校での教え子さんだったそうで、人と人とのつながりを強く感じたことでした。このように、教育委員会もできる限り情報をオープンにして、地域の方たちとともにこの不登校問題に取り組むことも一つの方向性であろうというふうに思います。 もう一つ、今回フリースクールについて話を聞いたり交流会に参加したりして思った、分かったことなんですけども、フリースクールに行っているのは学校に行けない子だけではありませんでした。学校に行かない子もいたんです。ということは、今の学校の在り方が、先ほど教育長も魅力あるというふうなことでおっしゃいましたが、今の学校の在り方が子どもたちにとって本当に楽しいものになっているのか、あるいは生きる力を育むものになっているのかということも、学校教育を見直す時期に私はあるんじゃないかなというふうに思っています。働き方改革も含めて、やっぱり学校の在り方をもう1回見詰め直す。そして、何か具体的の方策を取っていかないと、不登校の子どもたちも5年間で6万人以上でしたか、増えているんですね、恐らくこの傾向というのはこれからも続く、もっと増加していくのかもしれない。そういうことも全体的に見ながら、ぜひ、子どもたちに先生方がしっかりと向き合って、先生方も教えて楽しい、子どもたちも教わって楽しいと、一緒に教育の場で楽しく何か教育活動ができるように、教育委員会としても心を配っていただきたいというふうに思います。いろいろ大変だと思いますけど、私たちもできることを一緒にやっていくつもりで今回の質問させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、私の一般質問をこれで終わります。
議 長	これで、1番 寺原裕明議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩をいたします。 午後1時より再開いたします。 (11:28)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。 (13:00)
議 長	2番 柳雅明議員
柳 議 員	本日は、2点の質問をさせていただきます。 1点目が、障害者差別解消支援地域協議会の組織の設置についてでございます。 2番目に、医療的ケア児及びその家族に対する支援についての質問をさせていただきます。 議長、すいません。その前にマスクを取ってよろしいでしょうか。
議 長	はい。
柳 議 員	午前中に2名の議員の方が述べられておりましたように、ロシアのウクライナ侵攻については、大変悲しく思っております。かつて私の父が、先の大戦で学徒として出陣しまして、その後、ロシアに抑留されていたということです。また同じ悲しみが訪れることになるのではと考えるとつらいものがあります。EUなどが行っていることに足並みをそろえるだけでなく、日本も独自に、ロシアに対して解決につながる何かできないかと思っている現在です。

	それでは、質問を続けさせていただきます。 障害を理由とする差別の解消の推進に関する地域協議会を組織することについて。私は町の推薦を受けまして、法務省から人権問題を主とする人権擁護委員としての委嘱を受けて活動しております。そこでは、2つの委員会を受け持ち、その1つが障害者委員会です。 昨年の11月22日に、福岡あいの8階で実施されました県障害者委員会に出席した時のことです。それから始めさせていただきます。 県連事務局の担当の方から、それぞれの市町村で県条例に伴う障害者差別解消支援地域協議会を設置しているのは、県内で42団体となっておりますということです。 障害者差別解消支援地域協議会という言葉が恥ずかしながら初めて聞いて、もう一人の参加委員の方に聞いても、初耳ですという返事でした。自分が担当している市町村の設置の有無を知らず、また、それに伴う知識のなさに愕然として、恥ずかしさすら感じてしまいました。 今回質問するに至った経緯は、様々な支援団体の方が、それぞれに障がい者に対して正面から向き合っておられることを知っております。しかし、その中で発生する数々の支援に関する問題をそれぞれの団体で解決しようとした場合に、非常な困難に遭遇する可能性が数多く発生すると考えられます。その困難な問題を共有して、問題解決に近づける組織と場所をつくりましょうという趣旨で、この支援地域協議会の立ち上げが推進されているとの考えに至った経緯です。 社会福祉協議会の担当の方にお尋ねしましたところ、この支援地域協議会の設立の要綱案は、以前に作成されていたそうです。しかし、まだ立ち上げには至ってなくて、自立支援協議会の中の協議で、それに委ねられるとの話でした。今後の設置に向けた努力をお願いしたいものです。 平成29年3月30日、福岡県条例第11号（福岡県障がいを理由とする差別の解消に関する条例）に基づき、この条例に沿って質問を進めてまいります。 福岡県条例では、障害の害という言葉を平仮名で「がい」と表記しております。しかし、国が示しています平成29年5月の障害者差別解消支援地域協議会の設置運営に関するガイドラインでは、漢字の害という字が使われています。ここでは、それぞれの法律に基づき使い分けをします。文章にした場合、「害」の使い方が2通り出てまいりますので、ご了承していただきますようお願い申し上げます。 福岡県の条例、目的第1条、「この条例は、障がい及び障がいのある人への誤解及び偏見並びに社会的障壁の存在により、障がいのある人の自立及び社会参加がいまだに妨げられている現状に鑑み、障がいを理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに市町村、事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、障がいを理由とする差別に関する相談に的確に対応し紛争の防止又は解決を図るための体制、啓発の基本方針等を定めることにより、障がいを理由とする差別の解消を推進し、もって何人も障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする」とあります。 また、第2条では、障がいのある人とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、難病を原因とする障がい、その他の心身の機能障がいなどがある人であって、障がい及び社会的障壁により、継続的または断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人と規定されています。 もう少し長くなります。また、障害者差別解消法の中で、合理的配慮という言葉があります。新しい言葉としての合理的配慮が条文化されております。以前、福岡県人権擁護委員総会の中の講演で初めて耳にした言葉で、すぐにはこの言葉を理解でき
--	---

	ませんでした。この配慮するという事は、障がい者に出会う場面で様々な形で発生しています。障がい者の立場から考えれば、容易に想像できる事柄で、気づきや思いやりやお手伝いなど、様々に言い換えることができます。しかし、見落としてはいけないのは、往々にして健常者の目で見えて考えてしまい、障がい者の考えや望みが見えにくいことです。この合理的配慮という言葉を紹介して、気づきを促し、幅広く広めていくための代名詞となっております。 内閣府から、平成26年3月、障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業に係る同協議会の設置及び運営暫定指針が示されました。県はそれに伴い条例を設置したのですが、その中で第26条には、県自ら中心となって組織するものとする、また、第27条に、市町村に対し障害者差別解消支援地域協議会を組織するように働きかけると、県条例の中にあります。 それでは、通告書に従いお尋ねいたします。 当町にも、障がい者またはその家族から、様々な形で相談があると思います。どの相談窓口が主体的に対応され、また、具体的にはどのような形の対応がなされているのでしょうか、お尋ねいたします。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 まず、一般的な障がい者相談窓口として、三輪地区めくば一にありますが町の福祉課、及び夜須地区では町が障がい者相談支援事業を委託しております筑前町社会福祉協議会にて対応しております。 障がい者の方ができるだけ相談しやすいように、町では障がい者相談窓口を三輪地区及び夜須地区と2か所に設置し、町福祉課と社協とが連携しながら相談に応じた、できる限りの支援を行っているところです。 なお、ここ近年での障がい者差別に関する相談事案は、社協で相談事例はなく、福祉課で3件程度の相談がありました。この件については、福祉課のほうで対応したところでございます。 以上でございます。
議 長	柳議員
柳 議 員	めくば一、それからめくば一内の社会福祉協議会、じゃなくて福祉課ですかね、めくば一内の福祉課、もしくはコスモスの社会福祉協議会の中での相談ができるということですね。分かりました。 これまでに、障がい者及びそのご家族が直面された問題が、また、納得されるに至った事例がありましたら、個人情報の観点も考慮されて、お話しできる場所がございましたらお願いいたします。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 プライバシーに関わる部分もありますので、ここでお答えできる範囲の回答とさせていただきます。 まず、1つ目、身体障がい者の方の相談でございました。公共等の施設あるいは道路、これに関するバリアフリーに関する相談でございました。町の施設、道路、公園の整備担当課のほうに当時確認いたしまして、そのとき、現在県の条例あるいはバリアフリー基準に基づき、町の施設、道路、公園等は整備を進めているということでしたので、その旨、本人へ説明し、ご理解をいただいたところです。 続いて、2つ目の事例です。これは知的障がい及び精神障がいの方で、その方が利用するサービス事業所の障害に対する理解、配慮が足りないという相談でした。この相談については、障がい者本人からの申し出だけでは分からない部分が多かつ

	たわけで、その方が利用するサービス事業所の方からも状況をいろいろ聞き取り、障がい者の方の誤解があった部分もあり、本人の誤解があった部分もあり、双方の調整を行ったところです。 福祉課では、こういった相談支援事例からも、障害のあるなしに関わらず、むしろ障害という考え方ではなく、障害という一つの個性、特性を捉え、障害があるなしに関わらずお互いを支え合い、人権を尊重しながら共生する社会づくりが必要と考え、広報ちくぜんをはじめ、いろんな方法で障がい者に対する正しい理解、合理的配慮について啓発を図っておるところです。 以上でございます。
議 長	柳議員
柳 議 員	バリアフリー、町の施設とか、現在いろいろ公園とかされているということです。 それから、知的精神障がいの方についてはいろんな配慮をこれからされていくということですが、自分ちょっと気がついているところがあって、例えば点字ブロック、歩道に対する点字ブロック、町内にも点字ブロックがあります。前々から思っているんですが、点字ブロックは、これは視覚障がい者の方ですよ。じゃ、コスモスの図書館の入り口、裏の入り口、つい立てが立っていますよね、点字ブロックの真ん前。あそこから入るんですが、看板があるだけで、例えば、あそこは視覚障がい者は入れません。じゃどこから入るんだろうというふうに思われるかもしれません。あの看板は何で立っているのかちょっと自分、分からないですけども。 それから、横断歩道なんですけれども、横断歩道にも本当は点字ブロックを設置してもよろしいんですよ。そういう道交法があると思います。 それから、子どもたちが通う学校のそばの信号なんか、それから、これは視覚障がい者の方なんですけれども、音声信号が当町にはありますか。そういうのも、障がい者に対する僕は思いやりだろうと思うんですよ。音声信号によって渡ることができる。何となくそういうところは、相談がないというよりも、僕あっていると思うんですけども、そういうところの配慮がもう少し欲しいかなと個人的には思っていますので、そこら辺はまた別の課と煮詰めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。 それから次ですけども、現在、自立支援協議会等で様々な障がい者の自立に向けた支援が行われていますけれども、この度、県条例が働きかけておりますように、現存する障がい者に対する支援機構との兼ね合いも含めまして、方向性がありましたらお知らせください。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法、障害者差別解消法第17条、先ほどおっしゃっていましたが、において、障害者差別解消地域協議会の設置が定められております。これについては地方公共団体が設置できるものとなっており、県内で、今議員おっしゃったように、約6割程度の自治体で設置されている状況であります。 これまで福祉課におきましては、設置に向け、国や県の指導の下、朝倉地区の市町村の障害福祉担当行政部局あるいは障害者支援関係機関で組織いたします朝倉地区の障害者自立支援協議会にて、これまで検討を行ってきました。 今後、差別解消法改正では、行政機関等だけでなく、一般企業、個人事業主においても合理的配慮義務が法制化されるため、今後、相談件数も増加することも想定されております。

	その相談内容に対処するため、公共施設、道路等のバリアフリーのみならず、社会全体のバリアフリーが求められることから、この差別解消支援協議会も、障害福祉の担当部局のみならず、行政における人権、道路、公共施設等整備、学校、保育所、あるいは人を雇っております人事等、そういった様々な行政機関部局、さらには、先ほども言います法改正がありますので、民間にも義務が伴いますので、今後は事業主等が加入します商工会等の関与も必要になるというふうに考えておるところです。 このことも考慮しながら、差別解消地域協議会の設置に向け、検討を、今後引き続き、朝倉地区障害者等自立支援協議会にて福祉課では進めたいと考えておるところです。 以上でございます。
議 長	柳議員
柳 議 員	福祉課、自立支援協議会の中で、いろいろ考えられていると思いますけれども、どこが主体的に、福祉課なり、それから支援協議会の設置に向けて動かれるかちょっと分かりませんが、県内で42団体6割ぐらいはもうできていますので、やはり早急な設置が必要だろうと思っておりますので、ご努力のほどよろしくお願いいたします。 次に、もし広域での設置の動きがありましたら、3市町村で設立しております朝倉地区人権啓発情報センターでの動きと連動していく可能性も視野に入ってくると思います。そのときに、当町からの人的支援、現在1名ですけれども、変化していくと考えますが、その方向性について考えられておるならよろしくをお願いします。
議 長	人権同和対策室長
人権同和対策室長	お答えいたします。 朝倉地区人権啓発情報センターの担当課ということで回答をさせていただきます。 広域での設置があればということで、現在3市町村で設立しております朝倉地区人権啓発情報センターでの設置、もしということですが、状況からお話ししますと、朝倉地区人権啓発情報センターにつきましては、地方公共団体ではなくて任意の協議団体になっているところでございます。障害者差別解消支援地域協議会を情報センター内に設置するとなれば、まず、地方公共団体ではありませんので、設置が可能かという協議も必要になるかと思いますが、設置をするとなりましたならば、現在のセンターの組織、職員数では取り組みを担うことは難しいと思われます。もし仮にということですが、具体的な相談や提案などがございましたら、情報センターを設立しております朝倉地区の3市町村で設置について協議をしながら、組織の変更、職員の増員などが必要になると思われます。具体的な人的支援体制については、その中で協議を行っていく必要があるかと思っております。 以上です。
議 長	柳議員
柳 議 員	一市町村でこの大きな問題を組織するのはなかなか難しいと思われます。自立支援協議会と十分協議しながら方向性を定めていただいて、やはり早急なる設置を、令和4年度内に設置していただきますようお願い申し上げます。 障がい者を抱え、毎日毎日が大変な思いやご不便をされているご家族が少なからずあります。障害者差別解消法の中で合理的配慮が一部改正されましたけれども、これは多くの企業に至るまで配慮する義務が示されております。 とはいえ、やはり、最後にそのご家族に最終的にご支援ができるのは、理解のある人々や現存している支援機構、さらにこれから組織されるであろう支援地域協議会

	ではと考えます。余すことなく、力強く支援の力を注いでいただけますように、切にお願いする次第です。 次に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の公布について、お伺いいたします。 令和3年法律第81号、令和3年9月18日公布、同9月18日施行。この法の目的でございます。医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加し、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにすること。保育及び教育の充実に係る施策、その他の必要な施策、並びに医療的ケア児支援センターの指定について定めること。医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資すること。安心して子どもを産み育てることができる社会の実現に寄与すること。大まかな解釈ですが、この法律の目的です。 当筑前町では、この法律が施行される以前に、医療的ケア児が小学校に就学するという事例があり、先進的な取り組みがなされていることに大変うれしく、また誇らしくもあります。 しかし、その現場は、様々な人たちの努力の上に就学が成り立っていることも忘れてはなりません。ご家族がどれほど感謝されているか、計り知れないものがあると思います。行政の力と、多くの方々で育てているその温かさを想像すると、その力の偉大さを感じずにはいられません。 それでは、質問いたします。 これから先、ますます多くなると予想されます医療的ケア児に対する学校教育等を含めまして、支援の方針をどのように考えられているかお尋ねいたします。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 医療的ケア児の支援についてでございます。 現在、福祉課では、その家族からの相談に傾聴し、その状況に応じてできる限りの支援を行っておるところでございます。 ただ、障がい児に対する障害福祉支援サービスにおいては、両親、家族等が、やむを得ず一時的に障がい児の介護ができない場合、日中一時や短期入所の支援を行っておるところでございます。障害福祉の制度上では、このような一時的な支援等に限られ、相談に対する支援の限界を現在感じておるところでございます。 さらに、医療を伴う福祉サービスの提供について、支援サービス事業所へ長年にかけてお願いしておるところですが、医療を伴う福祉サービスの提供できる事業所が近隣には非常に少ない状況がございます。 そういった中、1月の新聞報道によりますと、福岡県が新たに医療的ケア児センターを4月に設置し、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関とも連携した相談窓口や、医療的ケア児の一時預かり等を行い、家族の負担軽減に向け支援するというので、今後福祉課に相談があった場合は、この福岡県の医療的ケア児支援センターとも連携しながら、医療的ケア児やその家族の支援を行いたいと考えておるところでございます。 医療的ケア児における将来についての相談窓口については、現在においては、福祉課、健康課、こども課、教育課等の関係各課がそれぞれ相談窓口となり、できる限りワンストップとなるように支援を行っておるところでございます。 今後は、相談者にとって分かりやすく相談しやすい、また利便性等も考慮しながら、そういった相談窓口の検討をすべきと考えておるところでございます。 福祉課からは以上でございます。

議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 学校において医療的ケアを実施することは、教育面、安全面ともに大きな意義を持つものと考えております。 医療的ケアの種類、頻度のみに着目した画一的な対応ではなく、医療的ケア児の状態等や一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を行うことが大切だろうというふうに考えております。 現在学校では、医療的ケア児一人ひとりに合わせた形を行うために、教員や看護師、保護者、教育委員会など、関係者が役割分担を適切に行いつつ、おのおのが責任を果たすことを大切にしておるところでございます。 現在の支援状況につきましては、医療が必要な児童生徒に合わせて、施設、設備面においても、個別に必要な対応を全て行っておるところでございます。 また、現在2校で看護師を配置し、子どもに必要なケアを行いながら、併せて教育活動の充実を図っているところでございます。 今後も、個別のケースに適切に対応した医療的ケアの実施充実を図り、必要な教育を提供してまいりたいというふうに考えておるところでございます。 以上でございます。
議 長	こども課長
こども課長	お答えします。 保育所における現在の支援状況と今後についてです。 現在保育所には、医療的ケア児は在園しておりませんが、2年前には栄養補給のための経管チューブを必要とする児童が在籍しており、看護師が経管栄養の作業を行っております。今後、看護の質を向上する上では、看護師の確保が必要ではありますが、保育士同様に看護師の確保も難しくなっております。 美和みどり保育所には看護師を1名、月額で雇用しております。今後、医療的ケアが必要な児童を受け入れるときには、保護者、病院、園医等が連携を図り、対応を行っていきたいと考えております。 以上になります。
議 長	健康課長
健康課長	医療的ケア児に係る母子保健での現状と、これまでのケース1例も含めて、健康課からお答えしておきたいと思っております。 健康課では、母子保健係兼務の、妊娠、出産、子育て相談センターで対応しておりますけれども、医療的ケア児の把握は、養育医療給付申請、出生届等の窓口来庁時、出産した医療機関からの情報提供で把握しておりまして、把握後の支援としましては、退院後の支援について医療機関、訪問看護ステーション、保護者等を交えてのケース会議の開催や情報共有、乳児家庭全戸訪問と、特に支援が必要な家庭に実施しています養育支援訪問での対応や、入院が長くなる場合の母乳相談等を訪問やすこやか相談等で対応し、必要に応じて関係機関へもつないでいる現状がございます。 これまでのケースの1例を申し上げますと、NICU、簡単に言いますと新生児の集中治療室のことですけれども、ここから退院され在宅療養となられました母親が体調不良で入院され、家族が自宅で見ることになりまして、24時間目を離せない状況から負担も大きく、育児負担の軽減のための一時預かりの確保ということに對しまして関係機関につなぐということも行っております。 今後も、個別のケースに対応し、必要に応じて関係機関との情報共有、連携を行いまして、妊娠、出産、子育て相談センターとしての支援を行っていきたいと考えております。

	以上です。
議 長	柳議員
柳 議 員	医療的ケア児の将来については、先ほど述べられましたように、どの部署で主体的な相談が可能かというのを質問させていただいたんですけれども、医療的ケア児の支援センター、県がつくっているのは1か所しかないわけですね。県央辺りで1か所つくられる予定ではないかというふうに思っておりますが、やはりこの地域での医療的ケア児に対するケアというのは重要になってくると思いますので、その点よろしく願いいたします。 様々な形で、医療的ケア児のご家族、これの就業支援等、もしものときの一時預かりについてはどんな方法が考えられていますかということで、一時預かりはなかなか預かるところは少のうございます。酸素吸入及び喀痰の必要性があるのが医療的ケア児です。常時、目が離せない状態の子どもさんたちのことでございます。大変なご家族のご労苦があると思いますし、ご家族の離職というふうな形にならなければいけないので、離職されてというふうな形があると思います。大変だろうと思いますけれども、その辺りについて福祉課長もう一度よろしく願います。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 先ほど申し上げましたとおり、今議員が言われたことは我々も把握しておるところでございます。できる限り県とも連携しながら、これからも各関係課も連携しながら、できる限りワンストップとなるように、相談支援にあたっていきたいと思っておりますし、先ほどおっしゃるようにご家族への支援、一時預かりということでございますが、事業所が少のうございますけれども、そういったところの対応ができる事業所についても、うちのほうからアクションをかけながら、そういうところが増えていくように対応できたというふう考えております。 以上でございます。
議 長	柳議員
柳 議 員	先ほども述べましたように、障害者差別解消法と同様に、これまでは努力事項として取り扱われていました医療的ケア児への支援が、国、県及び市町村の責務として法制化されました。ますます膨らむと予想されます福祉行政は、多岐にわたって業務が遅れることなく進行しますように、携わる担当の方の一層のご努力をお願いいたします。 これからも安心して暮らすことができる筑前町を目指して、思いやる心と、住んでいることに誇りを持ち、障がい者の方々と共にこのまちを育てていきましょう。 最後になりますけれども、町長のこれからの障がい者等に対する福祉の在り方についてのご見解をお尋ねいたします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 福祉施策の現状等につきましては、福祉課長が述べたとおりでございます。議員のほうから質疑ありましたように、住みよさの条件は福祉政策にあることは間違いございません。我が町が人口が何で増加しているのか、その要因を調べますと、やはり、そこは住みよさにつながってくると。そして、今からのまちづくりは、やっぱり住民が誇りを持ってそこに住めるということが極めて重要だと思っております。そういった面で福祉政策を重要にしていくということは、我が町のマスタープランにも主要な柱の一つとして位置づけしているところでございます。そういった施策をまず予算面で見ますと、また職員の配置から見まして、極めて重きをなしております。ここ10年前の予算等々と比較いたしますと、福祉関係の予算は大幅に増額さ

	れております。これは国策もありますけれども、そういった意識の高まりによってこういった予算が配分されているし、私どもも積極的に国等と連携を取りながら福祉政策を進めているところでございます。 また、具体的には、私のほうにぜひ意見交換を行いたいという、そういった障がい者の団体の方が複数みえます。これ、毎年やっております。そういった方々と意見の交換をやりながら、現場的な話をしっかり私どもも知ることができますし、改善すべき点は改善すべきと、翌年度予算等に反映させていただいているところでございます。 これからも福祉政策は重要な柱であることは間違いございません。一緒になって積極的に取り組んでいきたいと思っております。 よろしくお願いします。
議 長	柳議員
柳 議 員	先ほども述べましたように、多岐にわたりまして業務が遅れることなく進行いたしますように、携わる担当の方の一層のご活躍をお願いしたいと思っております。 これで、私の質問を終わらせていただきます。 ありがとうございました。
議 長	これで2番、柳雅明議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩をします。 13時50分から再開します。 (13:42)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (13:50)
議 長	4番 石橋里美議員
石橋議員	質問に入る前に、感染症対策が行われておりますので、マスクをはずさせて質問をさせていただきますが、よろしいでしょうか。
議 長	はい、許可いたします。
石橋議員	それでは、発言通告に従いまして質問させていただきます。 今回は、通学路における交通安全対策について質問をさせていただきます。 通学路における交通安全対策につきましては、昨年、令和3年9月の一般質問において、寺原議員が質問をされております。この中で、平成28年に発生した千葉県八街市の児童死亡事故を受けてからの本町の取り組み状況や、筑前町学校安全対策委員会が作成しています通学路交通安全プログラムについて説明がありました。 そこで、今回私からの質問は、通学路でありながら、危険箇所として通学路交通安全プログラムに掲載されていない事案に関して、具体的な個別案件を例に挙げて質問させていただきます。 ちょうど原地蔵線の白梅保育園西側の交差点、筑前町通学路交通安全プログラム、こちらが町が作成しておりますプログラムですけれども、これの三輪中学校から上がっております、令和3年度新規の整理番号5番に掲載されています交差点から朝倉市中原に通ずる通学路は、道路幅が5メートル程度の1車線道路で、道路横には幅1メートル、そして深さ約1.2メートル程度の蓋がかかっている水路があります。この道路の沿線の朝倉市側には物流倉庫などが建ち並んでおり、大型トラックが頻繁に往来しています。また、道路横の水路には転落防止用の柵もないことから、子どもたちが通学するときには、横を大型トラックが通ったときに誤って水路に転落しないように、小学生は水路がない反対側、中学生は水路側のほうを通行してい

	る現状であります。過去、大型トラック同士が擦れ違ったときに、それを避けようとした際に誤って水路に転落した事故も起こっております。なお、小学生が通る側には路側帯や道路側溝もないことから、雨天時にはぬかるみを避けて、どうしても路肩から離れた道路中央寄りを通らざるを得ない状況であります。この通学路沿線は、近年、宅地開発がされておりまして、十数人の児童生徒が通っております。 そこで質問ですが、このような状況から、地域の保護者の方から、区長を通じて、令和2年に当該通学路における危険箇所の改善要望が町に出されておりますが、それはどのような要望内容であったか、お尋ねいたします。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 まず、各区から出されます要望書、さらには通学路の改善要望について、まずはご回答させていただきたいと思います。 通学路に関しましては、各地方分会から危険箇所の報告を教育課のほうで取りまとめ、警察、道路管理者、スクールガードリーダー等による合同点検後、危険箇所の対策を取りまとめます。これが通学路交通安全プログラムでございます。 通学路交通安全プログラムにつきましては、教育課のほうより各区のほうに配布されておりまして、地元により検討していただいて、ハード面の対策については申請書あるいは要望書等を建設課のほうに提出いただいているところでございます。 なお、通学路に関する要望事項については、通学路交通安全プログラムだけではなく、通常出される地元要望として提出されることも多々ございます。 調査については、提出された申請につきましては、窓口で状況をお聞きしながら、必ず現地確認を行い、改善方法の検討を行っております。検討の結果、中には設置要件や用地等が必要な場合もございますけれども、緊急性を考慮の上、できるだけ速やかに改善工事を施工しているところでございます。 工事を行う際には必ず地元区のほうにはご連絡をしております。さらに、規制等に関わる要望につきましても、同じく、現地調査後警察署へ進達を行っているところでございます。 そこで改善の要望の内容でございます。今回要望提出されております原地蔵区、近年、民間開発により集合住宅の建築、宅地分譲が進んでおります。企業の進出も顕著な地域でございます。そのような中、令和2年10月に通学路整備に関する要望書が提出されております。要望の内容は、ちょうど原地蔵線の白梅保育園南側の交差点から、南東約220メートルの区間、いわゆる朝倉市中原の行政界までについて、通学路であるものの路側が狭く、トラックの往来があり危険であることから、道路に沿って設置されている幅1メートルの水路に蓋をかけ、その上を専用道路地として通行できるようにする。また、対処できない場合は通学バスを運行し、子どもたちが安全に通学できる対策を講じてほしいという内容であると認識をしております。 以上でございます。
議 長	石橋議員
石橋議員	現地調査をした結果は整備を必要とする状況であったのか、調査された結果をお尋ねいたします。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 調べてみますと、この箇所につきましては、通学路危険箇所のプログラムには上がっておりません。が、原課としては地元からの要望を受けて現地調査を行っております。要望箇所の周辺あるいは道路沿線には企業がございます。運送会社も進出

	しておりまして、朝倉市中原地区からも当該道路を往来するトラック等の車両も数多く見受けられます。また、道路沿線にも、もともと更地であった土地が、近年では民間開発により、運送会社等の進出や集合住宅、宅地分譲もされておりまして、歩行者等の通行も増加しているところでございます。 このように大型車両が通行する上、この道路と並行しまして片側に水路幅が1メートルの水路がございますので、通学路としては非常に危険であるというふうなことの認識をしております。今回要望の水路の蓋がけにつきましては、延長が約220メートルほどございますので、事業費が多くなることを想定しております。 以上でございます。
議 長	石橋議員
石橋議員	それでは、今後どのように進めていくのか、お尋ねをいたします。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 現地調査の結果、蓋かけ等による歩道整備や事業費が高額になることが考えられますので、町の財源も考慮しながら国の補助事業を活用して事業を進めていくように考えております。 要件としましては安全プログラムに位置づけされているかどうかということもございしますが、補助事業活用にあたりましては、通常、国への補助申請あるいは現地測量、設計委託業務等を行いながら工事実施という流れになりますので、そのため完成までに多くの期間を要します。 しかしながら、工事完了まで危険な状態が続くということから、それまでの安全対策として、水路と反対側の路側を境界まで舗装等で整備を行いながら、路面標示あるいは路側帯をグリーンベルト化として設ける計画をしております。 子どもたちが安全に通学できますよう、補助事業の活用を念頭に進めていくよう検討しておりますが、原課としましても、まずは現時点で最大限行えるハード面での対策、安全対策を講じてまいりたいというふうに考えております。 以上です。
議 長	石橋議員
石橋議員	今後どのように進めていくのか予定がありましたけれども、現在のこの検討の状況や結果、今後の計画などを、要望者である原地蔵の区長のほうへ説明をしてあるのか、また、よろしければいつ説明されたのかお尋ねをいたします。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 この要望事項の検討案につきましては、今年の2月に地元の原地蔵区長のほうにご説明を行っております。あくまで町の方針いわゆる考え方について区長にはご了承いただいておりますが、今後地元PTAと協議、確認されるようお聞きしております。そのほか要望事項や改善方法等のご意見があれば、再度地元と協議をさせていただくようにしております。 いずれにしましても、町から提案した安全対策でございますので、引き続き地元と十分協議を行いまして、地元要望にできるだけ沿った安全対策を講じてまいりたいというふうに考えております。 以上です。
議 長	石橋議員
石橋議員	今、区長のほうへの説明も終わっているとのことでしたので、ありがとうございます。まずは、現時点での最大限行えるこのハード面での対策を講じていきたいとのご回答もありましたので、よろしくお願いいたします。

	そこで、教育課にお尋ねをいたします。今申し上げました箇所については、把握をされていますでしょうか。把握されているのであれば、いつ頃把握されたのか、お尋ねをいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 議員ご指摘の箇所につきましては、把握をしております。把握をした時期につきましては、先月の中旬ぐらいでございます。この案件につきましては、先ほどから建設課長からもございますけども、令和2年10月に建設課に直接関係区から要望書として提出されたものでありまして、このプログラムには報告がなされておられません。 以上でございます。
議 長	石橋議員
石橋議員	発言通告にはありませんが、何点か質問をさせていただきます。 通学路交通安全プログラムは、学校からの依頼に基づいて、各地方分会で吸い上げた要望が学校を通じて教育委員会へ提出されますが、吸い上げができなかった情報もあるのではないかと考えております。その場合は、昨年9月の一般質問で説明されました年間スケジュールに沿ってこの要望を行うことになるのでしょうか、お尋ねをいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 随時、情報としては上げていただいて問題はございません。関係機関合同での点検につきましては、年間スケジュールに沿って行うことになっていくということでございます。 以上でございます。
議 長	石橋議員
石橋議員	吸い上げられなかった要望の中には、緊急に改善を要する事案も考えられると思いますけれども、緊急を要する場合であっても、この年間スケジュールに沿うことになれば、関係機関で合同安全点検を行って、そして危険箇所の実態を把握した上で対策を行って、検討して、改善に結びつくまでにはかなりの期間を要することになると思いますけれども、その間の安全対策はどう対処されるのか、お尋ねをいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えします。 教育課の通学路交通安全プログラムは、保護者の交通安全上と防犯上の危険箇所をPDCAサイクルを回すことにより拾い上げ、事業部門への関係部署へつないでいくためのプログラムでございます。緊急性の高い案件については、関係課へ直接連絡をいただき、個別に対応することになるかというふうに考えております。 以上でございます。
議 長	建設課長
建設課長	建設課の立場からお答えいたします。 周辺の状況によっては用地や規制に伴うものもあって、すぐに改善が困難な場合もございます。その場合、当面の対策としまして、路面標示等で注意喚起を行い、事故防止を講じているところもございます。町も、地域の交通安全のために、事故のないよう警察等々と連携しながら取り組んでおりますけれども、そのためにはドライバーの意識の向上など、日頃からの学校の交通安全指導を含め、地域の方々のご指導や協力なしではできないというふうに思っております。さらに、町も財政面とか

	職員対応にも限界がございますので、保護者や地域の方々のボランティアによる協力とご理解も不可欠であるというふうに考えております。 以上でございます。
議 長	石橋議員
石橋議員	令和3年度の通学路交通安全プログラム、この中で令和元年度や2年度の新規要望案件の要望対策の具体的内容の欄に、例えば「路面標示は区長を通じて建設課へ申請」と記載されておりますけれども、これは、区長は要望書を提出してくださいという解釈でよろしいでしょうか。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 この通学路交通安全プログラムは、関係機関合同での点検を7月に行い、9月には合同点検実施箇所対策案を学校、PTA、町議会、区長会へ報告しております。この区長会において、地元の地方分会から上がってきた危険箇所を確認いただき、要望書の提出をお願いしているところでございます。 以上でございます。
議 長	建設課長
建設課長	通学路交通安全プログラムにつきましては、教育課を通じて地元区のほうにも配布されておりますので、原課としても情報共有はしております。 原課としましては、何に基づいて改善されたかを実績として残すために、正式に地元申請あるいは要望書として提出をいただきながら、ハード面の対応をさせていただいております。また、区長から申請をいただく、提出いただくことにより、区長とも情報を共有しながら、現場状況をご検討していただいた上で安全対策を行ってまいりたいと考えておるために、書面による提出をいただいております。 以上です。
議 長	石橋議員
石橋議員	合同安全点検では区長も同行されていると思いますけれども、この改善するためには、区長から建設課へ改善要望書を提出するよう、この合同安全点検の際に申し伝えをしてあるのでしょうか。合同安全点検のときに申し伝えをしてあるのか、それとも、危険箇所の対策案を検討された後に区長へ申し伝えをしてあるのでしょうか、お尋ねをいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 各小中学校から上がってくる箇所数については、相当数ございます。これを7月に3日間ほどで集中して点検を行っておりますので、この日程で全ての区長の日程を調整し同行をお願いすることは、大変困難であろうというふうに考えております。同行をお願いして、来られた区長さんには、要望書の提出をその場でお願いをしているところでございますし、それ以外の区については、9月の区長会で詳細を報告書で確認いただいて、要望書の依頼をしているところでございます。 以上でございます。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 回答が重複するかもしれませんがよろしくお願ひいたします。 合同による安全点検につきましては、全ての区長ではなく、区内に危険箇所があり参加を希望される区長が出席をされております。合同点検につきましても、小学校校区に実施しておりますけれども、教育課より区長に通知を発送し、参加の希望を

	賜っていることをお聞きしております。合同点検時には参加された区長様に改善方法等についてご意見を求めることがございます。その際、区長には申請書をご提出いただくようお願いをしておるところでございます。地元から提出されました危険箇所につきましては、合同点検後に取りまとめた通学路安全プログラムを、9月の区長会の折に教育課のほうより配布させていただき、周知を図っているところでございます。その中で、各区長には内容を確認していただきながら、建設課のほうに要望をいただくようお願いしているところでございます。 以上です。
議 長	石橋議員
石橋議員	この通学路交通安全プログラムでは、この令和元年度や2年度に新規要望として上がっている事案の中には区長からの申請待ちというのが幾つかあります。区長からの申請が上がっていない理由をご存じでしょうか。それと、区長のほうがこの事案をご存じないことも考えられますが、お尋ねをいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 先ほどもご回答いたしましたけれども、例年9月の区長会で報告をいたしまして、要望書などの提出をご依頼をしているところでございますし、学校を通じて、PTA各分会へ区長との連絡を取られるようにご依頼をしているところでもございます。このように周知は行っているところでございますけれども、情報の伝わり方の濃淡はあろうかというふうに考えているところでございます。 以上でございます。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 新規要望の事案につきましては、区長から申請が上がらない理由につきましてはちょっと把握しておりません。 考えられる理由としましては、通学路の危険箇所につきましては、各地方分会から各学校のほうに提出をされております。各学校では危険箇所を学校に提出する際に区長に報告の上提出するように依頼されているということをお聞きしておりますけれども、区長に報告されないままに提案、提出されている事案もあるように思われます。そのため、区長が危険箇所を把握していない箇所もあるようでございます。 また、近年コロナウイルス蔓延の影響で、恐らく地方委員会というものの開催も制限されておりますので、そのため周知もなかなか行き届いてないということも原因であろうというふうに推測されます。 区長から申請が上がっていない危険箇所につきましては、ハード面の改善以外の方法、例えば地域住民や保護者の協力による子どもたちへの指導あるいは誘導など、地元でできる取り組みもなされておるものと拝察しております。 原課も、今年度は全てのハード面の危険箇所について改善、整備するように、危険箇所でも区長から要望がない箇所につきまして、過去の危険箇所に上がっている箇所も含めまして、職員のほうから地元のほうへ連絡を入れまして、申請書の提出を促しているところでもございます。 原課といたしまして、教育課と連携情報共有の下、地域の危険箇所やその改善への進め方を区長が承知していないということがないよう努力してまいりたいというふうに考えております。 以上です。
議 長	石橋議員
石橋議員	新規の要望は別といたしましても、既に設置されている警戒の路面標示や停止線、

	また外側線及び路面の補修などは、区長からの申請が出されなければ改善ができないのでしょうか。合同点検で担当課が危険であると確認しているのであれば、既存の補修は区長からの申請が出されなくても対応できるのではないかと思いますけれども、お尋ねをいたします。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 建設課といたしましては、先ほど申し上げましたように、何に基づいて改善したかを実績として残すために、さらに新たに対策を講じる場合は、周辺同意も必要になるということもありますので、正式に地元要望として申請書を提出していただきながら、ハード面の対応をしております。 他方では、既存の外側線あるいは中央線等の路面標示、あるいは安全施設等の補修につきましては、地元要望の有無に関わらず、定期点検とか通行時に劣化している箇所等を把握しながら、補修工事を行っているところでもございます。 今後につきましても、通学路交通安全プログラムの危険箇所につきましては、地元要望を書面でご提出をいただきながら、通学路を含む地域の交通安全施設整備を進めてまいりたいというふうに考えております。 以上です。
議 長	石橋議員
石橋議員	新たに対策を必要とする箇所につきましては、地元住民の総意としての地元要望に基づいてハード整備が行われているということは理解ができます。 問題なのは、既存の外側線などの安全施設等の補修であります。先ほどの質問でも申し上げましたが、令和3年度の通学路交通安全プログラム調査結果報告書では、令和元年度に要望があった箇所の中には、既に2年も経過しているにもかかわらず、区長からの申請待ちと記載され、補修がなされないままになっているところがあります。補修が必要であることを確認しているわけですから、2年以上も区長からの申請を待つまでもなく、速やかに対応していただくよう要望し、次の質問に移らせていただきます。 国の通知では、通学路交通安全プログラムを作成、策定した際は、地域住民等の協力を得るためにも、ホームページや広報紙を利用して公表し、適切に情報発信することが極めて重要であるとされています。要望された保護者や地域住民の方を含めて、1人でも多くの町民の方へ、危険な通学路の情報を提供するためにも、交通安全プログラム、こういう紙媒体だけでなく、あと町のホームページにも掲載すべきではないかと思いますけれども、お尋ねをいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 前向きに検討させていただきたいというふうに考えております。 以上でございます。
議 長	石橋議員
石橋議員	前向きに検討するというので、よろしくお願いいたします。今回のこの原地蔵線の通学路の事案は、住民の方から区長を通じて建設課へ要望が出されたために、教育課では2月の中旬まで把握がされておりました。子どもの交通事故防止を図るために作成されましたこのすばらしい保護者視点での筑前町通学路交通安全プログラムを活用することができず、警察や学校、教育課、スクールガードリーダー、区長による合同点検も実施されておられません。昨年の一般質問でも紹介がございましたけれども、千葉県八街市の事故の例でも、毎年のように事故現場となった通学路にガードレールや歩道の設置を求める要望書が提出されていたのにもかかわら

	ず、通学路の安全対策を講じる箇所に含まれず、住民の声を交通安全対策に生かされなかったことも事故の要因の一つになったと話されております。 保護者は、通学路における危険箇所の改善に対して、どこに要望していいのかわからないのが現状ではないかと思います。たとえ違った部署に要望がなされたとしても、大事な要望を見逃さないために、町は関連する部署間の情報共有を図り、安心して子どもが通学できる環境づくりに取り組むべきだと思いますけれども、お尋ねをいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 通学路交通安全プログラムは、保護者の目を通して、より多くの通学路の危険箇所を見つけ出し改善していくための危険箇所検索ツールであると認識しております。このプログラムで検索された危険箇所を具体的に事業化に結びつけるために、関係機関との連携は大変重要であるというふうに考えておるところでございます。また、関係機関のみならず、各区及びPTAとの情報共有が重要であるとも認識をしておるところでございます。この関係機関との連携また情報共有の在り方を今後も検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。 以上でございます。
議 長	建設課長
建設課長	道路管理者の立場としてお答えさせていただきたいと思います。回答が先ほどと重複するかもしれませんがよろしく願いいたします。 交通安全対策につきましては、先ほど申し上げましたように、教育課でまとめられました報告書に基づき合同で現地確認を行っております。報告につきましては、教育課を通じて先ほど申し上げました地元区のほうにも配布をされております。正式に地元要望としてご提出をいただきながら、原課としてはハード面の対応を行っておるところでございます。 最近の主な事例としましては、朝倉県土整備事務所による国道386の久光内の歩道整備、あるいは町のやすらぎ荘入り口交差点改良、あるいは四三嶋安野地区の歩道整備をはじめカーブミラー等の設置や区画線等の路面標示などの新設更新を実施しております。さらに朝日の信号設置、あるいは中牟田の横断歩道、直近では今年度の9月議会のほうで寺原議員より一般質問ございました篠隈新道の横断歩道につきましても、地元や公安委員会等の大変なご尽力もございまして、令和4年1月17日に設置が完了しております。 通学路も生活道路の一部でございます。町も地域の交通安全のために事故のないように警察等関係機関と連携して取り組んでまいりたいと思います。そのためには、先ほど申し上げましたように、ドライバーの意識の向上とか日頃からの学校の交通安全指導を含め、地域の方々のご指導や協力なしではできないと思います。 今、危険箇所としてかなりの数で報告が上がっております。毎年改善も図っておりますが、まだまだ未改良箇所も数多く残っているところでございます。改善する場所によっては先ほど言いましたように、条件や用地等の関係もございまして、現実問題としてはなかなか難しい状況でもございます。そのためには地元のご理解とご協力が必要となりますので、そういったご理解をお願いしたいと思います。 さらに要望の情報共有の在り方につきましては、今後検討してまいりたいというふうに考えておりますので、最後になりますが、町も先ほど申し上げましたように財政面とか職員対応にも限度がございまして、重ね重ね保護者の方々や地域の方々によるボランティアによるご理解あるいはご協力も併せて必要であるというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

	以上です。
議 長	石橋議員
石橋議員	今、建設課長の回答の中にもありましたけれども、この朝日のパチンコ屋のところですね、朝日の信号の設置、また中牟田の横断歩道の話が出ましたけれども、この2か所は私も近くの住民の方からお話を伺っております。回答は求めませんけれども、紹介しますと、長年関係者のご尽力によってこの信号機や横断歩道ができて本当に感謝していると、感謝しているけれども、この信号待ちをする待機のスペースが狭いと。このために、国道から入り込むとき、入り込んだら住宅が開発されて、今後また利用する子どもたちも増えてくるのではないかと。また、国道から入り込む道路が狭いために、車で進入するときには、信号を待っているこの待機スペースからあふれた子どもたちに接触する事故が起きないかと心配しているというお話も伺いました。 地元要望で通学路交通安全プログラムに載っていない危険な箇所がほかにもあるのではないのでしょうか。課を超えた連携や、地元区との情報共有を積極的に行い、安心安全な通学路の環境整備に努めていただきたいと思いますけれども、最後に町長のご所見をお伺いいたします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 町への様々な要望をいただきます。その中で一番多いのが、やっぱり道路関係でございます。今、建設課長に確認いたしましたけれども、建設課だけでも80件ほど。町長へのたよりというのがございます。あの件でも様々な要望としていただいているところであります。 その中でございますので、まず私が見まして、県にお願いするところは極力、県にお願いしていこうと。町は財源が非常に限られておりますし、大型事業等はなかなか実施できません。そういったことからして、まず県にお願いをしよう。次には、補助事業が適用できるならば、その補助事業等を探してやっていこうということでございます。 しかしながら、年間に100件以上の要望が出てくる路線、全て賄うことは、財源的にも、また技術的にも無理でございます。したがって、その中でやはり緊急性、必要性、妥当性、この3者の視点で現場を見る必要があると。と同時に、私どもも予算査定前には、それぞれの要所は現場を見てまいります。そして、これが本当に必要なのかと、緊急性が高いのかと、そういった私どもの判断も加味しながら予算の決定をさせていただいているところでもございます。 それからまた、建設課等で道路標示等、これ、交通安全交付金等を活用しているわけでありまして、その財源が極めて限られております。それでさらに一般財源、基金等を上積みさせていただいて、ぜひそういった事業は進めていくということをやっているところであります。 具体的な例でございますけれども、来年度から具体的な着工になりますけれども、やすらぎ荘交差点から夜須中学校に向かつての歩道整備、これは地元の方等々が思い立たれて、PTAなんかも巻き込まれて、5年間かかってようやく来年度に工事が進むだろうということでございます。さらに、この工事は5年、6年かかろうかと思われまして、一つの路線をつくるには、やはりそれだけの労力と時間とお金が必要だということも住民の方々にもご理解いただきたい。危険性は十分承知しておりますけれども、そういった事業の推進にならざるを得ない。これが町が財源を持っておれば単独でやれるんでしょうけれども、そういった力には、本町はそんな体力がないということもご理解いただきまして、しかしながら積極的に受け入れて

	緊急性の高いものについては進めていきたいと、そのように考えます。 よろしくご協力をお願いいたします。
議 長	石橋議員
石橋議員	本当に、いち町で、本当に財源が厳しいということも理解はしております。しかし、大人の自己中心的な運転によって、未来を担う大切な子どもたちが、怪我や尊い命が奪われないような、そういう社会をみんなで作っていく、また守っていく必要があると思います。そのためにも、小さな声や要望を見落とすことなく対策につなげていくことが重要だと思います。町は縦割り行政の弊害を認識し改善するとともに区やPTAとの連絡を強化して取り組みを推進していただくよう要望いたします。私の一般質問を終わらせていただきます。
議 長	これで、4番 石橋里美議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩をいたします。 14時45分から再開をいたします。 (14:35)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (14:45)
議 長	12番 河内直子議員
河内議員	マスクをして眼鏡をすると眼鏡が曇るので、マスクを外して質問させていただきます。 質問に入ります前に、ロシアは一方的に独立を承認したウクライナの東部地域に軍隊を侵入させました。これは、ウクライナの主権と領土を侵し、国連憲章や国際法を踏みにじる紛れもない侵略行為であり、絶対に許せません。日本共産党は、ロシアによる侵略戦争を厳しく糾弾します。私たち日本共産党は、ロシアに対し、直ちに軍事行動をやめ撤退させることを強く求めるものです。そして、国際社会がロシアのウクライナ侵略反対の一点で団結し、侵略を止めさせることを強く呼びかけます。 それでは、順次、通告に従い質問をさせていただきます。 今回は、安心安全の暮らしを守る取り組みについて5点お尋ねをいたします。 まず初めに、本庁玄関前の進入路について伺います。玄関前の進入路は、正面に向かって左側から進入するよう、矢印が路面に表示されています。ところが、右側から進入し、玄関前で同乗者を降ろし、そのまま左側へ進んでいく車をこれまでも何回か見かけたことがあります。反対方向から車が進入してきたら、とても離合することはできません。非常に危険ではないでしょうか。ドライバーの目のつく位置に「進入禁止」、あるいは「こちらからは入れません」の立札をしたらと考えますが、見解をお尋ねします。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 本庁玄関前の進入路につきましては、路面に車両の進入方向を示す矢印の塗装を施しております。現状、その塗装が経年劣化によりかなり消えかかっておりまして、分かりづらい状況になっておりました。そのことも逆走の原因になっているものと考えられ、危険性も認識しておるところです。財政課としましては、再度、進入方向を誘導する矢印の塗装補修を行いまして、逆走の防止を図っていきたいと考えております。 以上でございます。
議 長	河内議員

河内議員	万が一、事故が起こったとしたら、取り返しのつかないことになります。早急な対応をお願いし、次に進みます。 次に、住居表示の整備及び飛び地等の整備についてお尋ねをいたします。 現在、町では、以前あった大字、字がなくなり、筑前町〇〇〇〇番地〇と住居表示がされています。番地が家並みどおりに並んでいけばいいのですが、地域によっては隣の家というのに番地が10番台から1,000番台になるなど非常に飛んでいるところもあり、大変分かりにくい住居表示になっています。また、同じ行政区なのに、朝日、二、松延、西田、吹田等には飛び地があり、不自然な形の行政区も点在しています。 住居表示の整備については、今から13年前の平成21年第1回定例会でも取り上げましたが、現時点では必要ないとは一蹴されました。全国の多くの自治体でも、住居表示の法律に基づいて、熊本市では昭和40年から、太宰府市では昭和59年から、筑紫野市、大野城市、春日市なども取り組んでいます。住居表示がされていない地域の住所は、土地の番号を基にしており、番号が順序どおりでなかったり、桁数が多いなど、住居や事業所を探すのに不都合があるということで、〇〇町〇〇番地から、〇〇丁目〇〇番〇〇号へ分かりやすく改めると取り組んでいます。 新しく筑前町に転入されてきた方々は、戸惑いを感じておられます。この事業は、前回も申し上げましたが、1年、2年でできるものではありません。10年はかかるのではと思われます。今からでも決して遅くありません。ぜひ取り組んでいただきたいと考えますが、見解をお尋ねします。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 住居表示につきましては、質問の事前通告を受けておりましたので、近隣自治体の状況を聞き取りいたしました。近隣において、市においては、大規模な住宅開発等により、混乱を招くようなことがないためにも、住居表示が必要となる場合においてはその区域を特定し、先ほど議員もおっしゃいました、住居表示に関する法律に基づいて、街区方式として何丁目何番地というものを採用し、開発業者や個別に依頼して表示を行っておるという状況でございました。また、町村におきましては、規模にもよるんでしょうけれども、表示設置をしていないという状況が多いようでもございました。 議員おっしゃいますように、本町3万人規模の人口を有しておるところでございます。住居表示や飛び地等の整備の必要性について、人口同規模の類似団体等の調査を行い、行政区の代表である区長さん方の意見等を聴取し、必要に応じて検討してまいりたいというように考えております。 よろしく願いいたします。
議 長	河内議員
河内議員	より住みやすい筑前町にするためにも、長期的展望を持って今後検討していただくことをお願いし、次に進みます。 次に、野町の通学路のグリーンベルト設置についてお尋ねをします。この件については、令和2年第4回定例会、また令和3年第3回定例会においてお尋ねをしてきたところです。その折の回答では、今後、特に大きな被害等がなければ、年度中には計画どおりグリーンベルトは施工可能と県の回答をもらっているということでした。今はもう3月です。年度最終月です。今月いっぱいには設置できるのか、お尋ねをいたします。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。

	今回、再度県にお聞きしたところでの回答になりますので、よろしくお願いいたします。 まず、前回の回答につきましては、先ほど議員がおっしゃられました、今年度県のほうにグリーンベルト化についてお伺いしますと、警察署との協議、ご意見等を進めながら、本年度計画で工事が予定されていること。ただし、昨年8月の大雨の影響で管内施設もかなり被災しておりますので、今後特に大きな被害等なければ計画どおり年度中には可能であるということで回答をさせていただいております。再度県のほうに確認いたしますと、前回回答しましたとおり、計画どおり本年度中の発注で進めていただいております。発注もこのグリーンベルトの箇所と併せて、町内における地元要望あるいは通学路の交通安全プログラムに挙がっている複数の現場と一括をして、2月には工事発注の手続をされまして、3月2日の入札において業者が決定したというふうに伺っております。あと、正式契約が整った後に、発注現場の工程を組みながら施工に入る流れというふうにお聞きしております。 発注の時期が今になった要因としてお聞きしておりますのが、県も管内の要望とか通学路の安全プログラムの内容精査等のために時間を費やしたというふうに伺っておりますが、最終的には、県としてはこの発注箇所全て、5月末を目標に完成させたいというふうにお聞きしております。 具体的にいつ入るかにつきましては、今後の行程次第だということでございますが、原課としましては、県にはほかの現場等の兼ね合いもございまして、工程的に可能かどうか分かりませんが、グリーンベルトについてはなるべく入学式までには何とかお願いしたいというふうなご相談をさせていただいております。したがって、今後、施行時期等が決まれば、町や地元へご連絡をさせていただきたいというふうなことも伺っております。 以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	学校の通学路の危険箇所としてもグリーンベルトの検討案として上がり、地元からも、当面、改良計画が具体化するまでの間、地元の交通安全対策のために早急に実現してほしいという要望が、昨年4月に要望書として提出されています。幅員の狭い県道女男石野町線は、コンクリートミキサー車、大型ダンプカー、大型トラック等が頻繁に行き交っています。大型車両と接触でもしたら、命の保障はありません。子どもたちの命と安全を守るため、1日でも早く設置していただくことをお願いし、次に進みます。 次に、介護保険制度の次期見直しについてお尋ねをします。 今春から、次期第9期介護保険制度の見直しの審議が開始されます。岸田首相は、安倍、菅政権が推進してきた全ての世代にわたって社会保障を削減する全世代型社会保障改革を継承することを明言しました。介護保険スタート以降、歴代の政府が実施してきた制度の見直しで、利用者負担が容赦なく引き上げられ、サービスが次々と削られてきた一方、介護保険料は右肩上がりに上昇してきました。保険あって介護なしの事態は年々深刻化しており、利用できない介護保険、利用させない介護保険と言ってよい流れが強まっています。こうした状況の中で、次期の見直しの検討が開始されます。 基本的な論点は、前回2020年改正に向けて、厚生労働省の審議会の介護保険部会が2019年12月に取りまとめた報告書、介護保険制度の見直しに関する意見の中に、引き続き検討する課題として示されています。 制度スタート時に1割負担だった利用料は、2014年改正で、一定所得以上単身年金200万円以上の場合に2割、さらに2017年改正で現役並み所得、単身

	年金344万円以上へと引き上げられたことは、皆さんご承知のとおりです。次の見直しでは、それぞれの所得基準を引き下げること、利用料2割負担、3割負担の対象の拡大が検討される見込みです。この背景に、利用料原則2割化の狙いがあることは見逃せません。 また、要介護1、2のデイサービスを含む生活援助を、専門職を減らした安上がりな基準緩和サービスや、住民主体のボランティアを中心とした総合事業に移行させる案です。現在の総合事業は、要支援1、2を対象としていますが、サービスが削られて、在宅生活の維持が困難になったり、家族の介護負担が増大しているケースが多数報告されています。財務省は、将来的に要介護1、2の全てのサービスを給付から外し、予算がなくなれば打ち切りになる事業に移行させることを提案しています。生活援助は保険から外して全額自己負担にするとしています。また、ケアプランの有料化は、2011年以後、毎回見直しの検討項目として盛り込まれてきました。当初は、一律月額1,000円、予防プラン500円という定額負担が提案されていましたが、前回2020年改正の際には、ケアプランの介護報酬に基づく定率負担、つまり要介護度に応じた金額設定が示されています。ケアプランが有料化されれば、経済的事情でケアプランを作成できず、介護保険制度そのものにアクセスできなくなる深刻な事態が生じることは明らかではないでしょうか。 また、多床室2人部屋から4人部屋の室料負担は、既に特別養護老人ホームに導入されていますが、これを老健施設や介護医療院にも拡大することが検討課題とされています。 また、前回2020年改正の際に、現在40歳以上となっている第2号被保険者の年齢を引き下げ、30歳以上とする案が提案されました。目的は、介護保険料の払い手の拡大による保健財政の安定化です。国の負担割合を上げて、財政を拡充する方向ではありません。これらの見直し案が第9期介護保険制度の見直しで実施されることとなれば、利用者、事業者双方に、さらなる介護困難、生活困難をもたらすことは確実ではないでしょうか。利用者家族の実態に基づき、制度をよりよい方向に改善していくべきではないでしょうか。 福岡県介護保険広域連合の理事として、広域連合に対し、必要な人に必要なサービスが行き届く介護保険事業計画となるよう国に要望するよう提言すべきと考えますが、町長の見解をお尋ねします。
議 長	田頭町長
町 長	申し上げるまでもなく、高齢者の福祉政策、国民健康保険、後期高齢者医療保険そして介護保険、この3本柱であります。国保会計につきましては、様々な方々の努力によりまして、大きく改善されているところでございます。介護保険につきましても、今期のそれなりの努力がございまして、幾らかの基金の積み立てができた。その基金を次期に活用できるということで、それぞれ個人への保険料の引き上げは見送ることができました。このことは運営上の一つの成果であつたろうと思っております。 と同時に、私は理事といたしまして大いなる矛盾を感じているところがございます。それは、我が朝倉支部は筑前町と東峰村の2自治体での支部運営でございます。筑前町はそれなりの人口がございまして、東峰村は非常に人口も少なく、なおかつ高齢化率も極めて高い。そういった在り方の中で介護保険料にかなりの格差があつて、東峰村が高いということでございます。これは地方と都市の、ますます格差を広げていく一つの要因だろうと私は考えております。このことも含めまして、ぜひこれ以上の介護保険料の引き上げについては反対していくように理事会等でも提案したいと思っております。

	以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	よろしく発信していただくようお願いを申し上げます。 最後に、学校給食への異物混入についてお尋ねをします。 先月、中牟田小学校の給食の米飯に異物が混入しており、急遽、代用食に切り替えたとお聞きしました。子どもたちが口にする給食に絶対あってはならないことです。口にする前に発見され、大事には至らなかったのは不幸中の幸いでした。どうして異物が誤って混入したのか、原因は判明したのか、お尋ねをいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 令和4年2月17日に報告書が上がってきております。この報告書の中で、原因については、いつどのように混入したか不明、また、金属片でございましたけども、金属片が何の一部であったかは確認はできておりません。 以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	原因が分からないということですが、原因の究明をしないことには対策の手だてが取れません。一度に全ての子どもたちが口にする学校給食です。原因の究明を早急に行い、二度と同じことが起こらないよう万全の手だてを取っていただくことをお願いし、私の一般質問を終わります。
議 長	これで、12番 河内直子議員の一般質問を終わります。
散 会	
議 長	以上で一般質問を終結します。 本日はこれにて散会します。 お疲れさまでした。 (15:07)